

# 平塚市人権施策推進指針



平成25（2013）年2月



## はじめに

「人権の世紀」と言われる 21 世紀に入って既に 10 年以上が経過しました。これまでも国内外でさまざまな視点から人権に関する取組みが行われてきましたが、依然として差別、暴力、いじめなどの人権問題が日常的に起きています。さらに、国際化、情報化、少子高齢化などの進展に伴い、人権課題はますます複雑・多様化する傾向にあり、新たな人権問題も生じています。

人権課題の解決に向けては、一人ひとりがお互いの人権を認めあい、人権尊重の意識を高めるとともに理解を深め、さまざまな人権問題への視野を広げながら、あらゆる偏見や差別をなくすための取組みが求められています。

本市では、基本的人権の尊重を基に、市政運営の基本原則とまちづくりの指針として、平成 18（2006）年に平塚市自治基本条例を制定しました。また、平成 19（2007）年に策定した平塚市総合計画「生活快適・夢プラン」では、5つの基本目標のひとつを「豊かな心をはぐくみ、よろこびとふれあいにあふれたまち」とし、平和・人権に関する意識啓発を推進し、すべての市民が人権を尊重しあい、心がかよう明るい社会づくりを進める施策を展開しています。

このような背景を踏まえ、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざして、本市としての人権に対する基本理念や施策の方向を明らかにするため、「平塚市人権施策推進指針」を策定いたしました。

今後は、本指針の基本理念である「一人ひとりの人権が尊重され、共に生き、支えあうまちづくり」の実現に向けて、国、県、関係団体と連携を図るとともに、市民のみなさまとの協働による取組みを進めます。市民のみなさまにおかれましては、本市の人権施策へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに、本指針の策定にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました平塚市人権懇話会委員のみなさまをはじめ、市民のみなさま、関係団体並びに関係機関のみなさまに深く感謝し、心よりお礼を申し上げます。

平成 25（2013）年 2 月

平塚市長 落合克宏





# 目 次

## I 基本的な考え方

1	指針策定の背景	1
	(1) 国際的な動向	1
	(2) 国内の動向	2
	(3) 神奈川県 of 動向	2
2	指針策定の趣旨	3
3	現状と課題	3
4	指針の位置づけ	4

## II 施策がめざす姿

1	基本理念	5
2	基本目標	5
	(1) 人権尊重意識の高揚	5
	(2) 一人ひとりの人権を尊重するまちづくり	5
	(3) 多様な価値観や個性を尊重し、共に認めあえる社会づくり	6
	(4) 市民等との協働によるまちづくり	6
3	市の基本姿勢	6
	(1) 職員への人権研修	6
	(2) 人権情報の収集と活用	6
	(3) 民間有識者等による会議の設置	6
	(4) 指針の見直し	6

## III 人権施策の推進

1	人権教育の推進	7
	(1) 学校教育	7
	(2) 社会教育	7
2	人権啓発の推進	8
	(1) 多様な啓発活動の推進	8
	(2) 人権NGO等との協働	9



# I 基本的な考え方

## 1 指針策定の背景

### (1) 国際的な動向

「人権」とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、誰にとっても身近で大切なもの、日常の思いやりの心によって守られるべきものです。しかし、20世紀には世界を巻き込んだ大戦が二度も起こり、特に第二次世界大戦では多くの尊い命が奪われ、さまざまな人権侵害が行われました。その反省から、世界の平和と経済・社会の発展のために協力することを目的として、昭和20(1945)年に国際連合(以下、「国連」という。)が設立され、昭和23(1948)年には、人権尊重に関するすべての人と国が達成すべき基準として「世界人権宣言」が採択されました。その後、この宣言の趣旨を実現するため、「人種差別撤廃条約<sup>※1</sup>」「国際人権規約<sup>※2</sup>」「女子差別撤廃条約<sup>※3</sup>」「子どもの権利条約<sup>※4</sup>」「障害者権利条約<sup>※5</sup>」などの人権条約が採択されるとともに、人権に関する各種宣言や国際年などの国際的な取組みが行われてきました。

しかしながら、その後も世界各地では民族紛争や宗教対立、これらに起因する難民問題など人権に関するさまざまな問題が起こっています。あらゆる人権課題の解消に向けた教育の推進を図り、世界の国々や地域において人権文化を築くことをめざして、国連は平成7(1995)年から平成16(2004)年までを「人権教育のための国連10年」と決めました。その取組みをさらに進めるために、平成17(2005)年には「人権教育のための世界計画」が開始されました。平成22(2010)年には「人権教育のための世界計画 第2フェーズ」(平成22~26年の5年間)が採択され、「高等教育のための人権教育」及び「教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラム」に焦点をあてることとなりました。

また、平成18(2006)年には、従来の「国連人権委員会」を発展させた「人権理事会」が設立され、我が国も47理事国の一員に選出されました。

- ※1 人種差別撤廃条約：あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(昭和40(1965)年)
- ※2 国際人権規約：経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)、市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約)(昭和41(1966)年)
- ※3 女子差別撤廃条約：女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(昭和54(1979)年)
- ※4 子どもの権利条約：児童の権利に関する条約(平成元(1989)年)
- ※5 障害者権利条約：障害者の権利に関する条約(平成18(2006)年)

## (2) 国内の動向

日本国憲法第 11 条では、基本的人権が侵すことのできない永久の権利として国民に保障されています。また、第 14 条では国民は法の下に平等であって、差別されないことがうたわれています。

国際的な動向との関係を見ると、我が国は国連で採択された「国際人権規約」をはじめ、人権に関連するさまざまな国際条約を批准しています。また、国連での「人権教育のための国連 10 年」を受けて、平成 9（1997）年に『「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画』が策定されました。

平成 12（2000）年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・啓発に関する施策を策定し実施することが国及び地方公共団体の責務として明示されました。この法律に基づき、政府は平成 14（2002）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会である「人権が共存する人権尊重社会」の早期実現に向け、人権教育・啓発に関する施策を推進しています。

近年では、女性や子ども<sup>※6</sup>、高齢者、障がい者の人権擁護をはじめとするさまざまな法整備や施策が進められ、国民の人権意識が高まりつつあります。その一方で新たな人権問題も顕著になっており、今もなお人権課題の解決は社会全体の大きな課題となっています。

## (3) 神奈川県動向

神奈川県では、国内外の動向をいち早く捉え、人権を尊重した行政を進めていく上での道しるべとして、全国に先駆けて「神奈川県人権施策推進指針」を平成 6（1994）年に策定し、「かながわ権利擁護相談センター」「かながわ子ども人権相談室事業」「外国籍県民かながわ会議」「かながわ外国人すまいサポートセンター」などの設置をはじめとして、企業や人権 NGO<sup>※7</sup>などとの協働による人権関連施策が総合的に実施されてきました。

平成 15（2003）年には、世界や国内における人権をめぐるさまざまな状況を踏まえ、それまでの人権施策推進指針を見直した「かながわ人権施策推進指針」が策定されました。この新たな指針では、人権施策推進にあたっての基本姿勢を示すとともに、「誰もが人権を侵されることなく、個人として尊重される社会づくり」「誰もが機会の平等を保障され、能力が発揮できる社会づくり」「誰もが個性を尊重され、人と人とのつながりを重視した、共に生き、支え合う社会づくり」を基本理念として、人権教育、人権啓発、相談・支援、分野別の施策などの取組みについて、方向性を示しています。

※6 子ども：18 歳未満のすべての人のこと。

※7 NGO：(Non-Governmental-Organization) 非政府組織。平和・人権問題などで、国際的な活動を行っている非営利の民間協力組織のこと。

## 2 指針策定の趣旨

本市では、平成 18（2006）年 10 月に平塚市自治基本条例を制定し、基本的人権の尊重を基に、市政運営の基本原則とまちづくりの指針を定めました。また、平成 19（2007）年 9 月には、平塚市総合計画「生活快適・夢プラン」を策定し、将来像である「ひと まち 自然 生活快適都市 ひらつか」の実現に向けて位置づけた 5 つの基本目標のうち、基本目標 1「よろこびにあふれるひと」を達成するための方針のひとつ「人間力」として、平和・人権に関する意識啓発の推進や、各種事業などを通じ、すべての市民が人権を尊重しあうため、環境づくりに向けた施策を展開することとしています。

これまでも国内外においてさまざまな視点から人権に関する取組みが行われてきましたが、現実には、差別、暴力、いじめなどのさまざまな人権問題が日常的に起きており、いまだ克服すべき多くの人権問題が残されています。さらに、国際化、情報化、少子高齢化などの進展に伴い、人権課題はますます複雑・多様化する傾向にあり、新たな人権問題も生じています。

このような背景を踏まえ、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざして、本市としての人権に対する基本理念や施策の方向を明らかにするため、「平塚市人権施策推進指針」（以下、「指針」という。）を策定します。

## 3 現状と課題

本市の人権に対する取組みについては、人権擁護委員による相談と啓発事業の実施が主なものであり、業務上、人権に関わる課題については、それぞれの部署が個別に対応しています。

本市のすべての部署において、業務に人権との関わりがあるため、職員は常に人権の視点で問題意識を持つことが必要です。あらゆる事業分野で人権尊重に基づいた施策を推進していくことが重要であることから、人権施策についての基本理念を明らかにし、具体的施策の方向性を検討・整理する必要があります。

指針を策定するにあたり、本市の現状を把握するため、平成 23（2011）年 7 月に「平塚市人権に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）を実施しました。

市民意識調査では、日本国憲法に基本的人権の尊重が明記されていることを「知っている」という人が 8 割強を占めているものの、人権問題として挙げた 16 分野のうち 15 分野において、回答者の 7 割以上が「人権侵害が存在する」と回答しています。また、国民一人ひとりの人権意識が 10 年前に比べて高くなっていることについては、5 割弱が「いちがいに言えない」としているものの、3 割強が「そう思う」と回答しています。

日本における人権問題について関心があるものとしては、「障がいのある人」「高齢者」「インターネットによる人権侵害」「子ども」「女性」が上位に挙げられています。このほか「犯罪被害者等<sup>※8</sup>」や「外国人」などの人権問題についても一定の関心が寄せられています。また、市民一人ひとりの行動として、「人権について正しい知識を身につけること」「他人の立場や権利を尊重すること」「因習や誤った固定観念にとらわれないこと」などが求められていることがわかりました。

現代社会における人権課題は、ますます複雑・多様化する傾向にあることから、今まで以上に一人ひとりが人権課題を社会全体の課題として考え、人権尊重の理念に対する理解を深める必要があります。

近年、日常生活のあらゆる場面において、些細なことから起こるトラブルや殺傷事件が後を絶ちません。その背景として生命を尊重する意識が薄れていることなどが指摘されており、改めて生命の尊さや自己がかけがえのない存在であると同時に、他人もかけがえのない存在であること、他者との共生の大切さを実感できるような教育・啓発広報活動を推進する必要があります。

## 4 指針の位置づけ

「平塚市人権施策推進指針」は、本市において人権施策を推進するにあたり、人権尊重という視点から何を大切にし、どのように施策を進めたらよいかを明らかにするためのガイドラインとして、人権施策推進の基本理念と今後取り組むべき基本的な方向性を示しています。現在行っている施策はもとより、今後策定する諸施策についても、本指針の趣旨を十分くみ取った計画となるよう整合性を図り、人権に関する諸施策を総合的、体系的に推進できるようにします。

※8 犯罪被害者等：犯罪等により被害を被った人及びその家族または遺族のこと。

## Ⅱ 施策がめざす姿

### 1 基本理念

人権とは、人間が人間らしく生きていく権利であり、誰もが生まれながらにして持っている権利で、人間の生命や自由・平等など、私たち一人ひとりの日常生活を支えるための大切な権利です。そして、時代や社会の変化につれて多様になってきており、幸せを求め、人間らしい生活を守ろうとする人々の願望が、権利意識を高めてきています。人権が尊重され誰もが自分らしくいきいきと暮らせる社会を実現するために課題に取り組み、一人ひとりがお互いを尊重しあうよう心がけることが大切です。

平塚市総合計画「生活快適・夢プラン」では、めざすまちの姿や暮らしの状態として、心豊かな人間の形成や平和・人権意識の浸透などを掲げています。このことを踏まえ、本指針の基本理念を「一人ひとりの人権が尊重され、共に生き、支えあうまちづくり」としました。

この基本理念の実現のために、あらゆる施策を推進していきます。

#### 平塚市人権施策推進指針の基本理念

**一人ひとりの人権が尊重され、共に生き、支えあうまちづくり**

### 2 基本目標

#### (1) 人権尊重意識の高揚

市民一人ひとりが、人権問題に関心を持ち、人権に関する基本的な知識や考え方を身につけ理解することにより、日常生活において人権尊重の意識が定着するよう意識高揚を図ります。

#### (2) 一人ひとりの人権を尊重するまちづくり

市民一人ひとりが自立した人間として尊厳が保たれ、個人の自由が保障された平等社会において、個人の個性と能力が十分発揮でき、偏見や差別のない喜びあふれる地域社会づくりをめざします。

### **(3) 多様な価値観や個性を尊重し、共に認めあえる社会づくり**

市民一人ひとりが、ほかの人の個性や違いを尊重し、多様な文化や歴史、さらに生活習慣や環境の相違などを認めあい、さまざまな人と共に生活をするにより、お互いを支えあえる地域社会づくりをめざします。

### **(4) 市民等との協働によるまちづくり**

市民一人ひとりをはじめとして、地域社会、学校、企業、市民活動団体及び行政などが協働することにより、さまざまな人権問題の解決に向けて積極的に取り組みを行い、人権意識にすぐれたまちづくりを推進します。また、本市自治基本条例における協働の原則を踏まえ、基本的人権が擁護されるまちをめざします。

## **3 市の基本姿勢**

人権施策を推進するためには、職員一人ひとりが人権尊重の趣旨を理解し、本指針に基づいて行動するとともに、関連部署や市民などの意見を取り入れながら連携を図り、適正かつ積極的に取り組んでいく必要があります。

### **(1) 職員への人権研修**

職員が人権尊重の理念についての理解を十分深めるよう、効果的な研修を実施します。

### **(2) 人権情報の収集と活用**

多様化・複雑化する人権課題に対応するため、人権に関する情報収集を図るとともに、関連部署へ情報を提供し、庁内全体で情報の共有化を図ります。

### **(3) 民間有識者等による会議の設置**

人権尊重の観点から、施策の点検や実施状況に必要な提言等を行う、民間有識者等による会議を設置します。

### **(4) 指針の見直し**

人権を取り巻く国内外の動向や社会情勢の変化などに適切に対応するため、必要に応じて本指針の見直しを行います。

## Ⅲ 人権施策の推進

### 1 人権教育の推進

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」のことを言います（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条）。国では、人権尊重の理念に対する理解を深め体得できるよう、生涯学習の視点に立って、地域の実情等を踏まえ、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りながら、さまざまな取組みが実施されています。本市においても、すべての市民が人権を尊重しあい、心がかよう明るい社会づくりを進めています。

市民意識調査では、「あらゆる人権課題の解決に向けて、今後どのようなことに力を入れていけばよいと思うか」という問いに対し、「学校内外の人権教育を充実する」が6割弱と最も多く、「国や地方自治体、民間団体等の関係機関が連携を図り、一体的な教育・啓発広報活動を推進する」「人権が侵害された被害者の救済・支援を充実する」がそれぞれ4割強となっています。

人権尊重の理念を定着させ、人権感覚あふれる学校や地域社会であるためには、日常生活のあらゆる場面において、人権が尊重され自己実現が図られていくことが必要です。そのため、学校教育や社会教育を通じて、学校・家庭・地域社会において、良好な人間関係を構築し、社会での規範意識の向上が図れるよう、発達の段階に応じて、人権に対する正しい知識を身につける人権教育を積極的に推進します。

#### （1）学校教育

幼児・児童・生徒が社会生活を営む上で必要な知識・技能・態度を身につけることにより、人権尊重への意識が態度や行動に現われるような人権感覚を身につけるための教育を推進します。

**ア 発達の段階に応じた人権尊重の意識を高めるための教育の充実**

**イ 教職員に対する人権教育推進のための研修会の実施**

**ウ 学校と家庭・地域とが一体となった人権教育の推進**

#### （2）社会教育

すべての人々が、人権尊重の精神を社会意識として身につけ、行動できる人権感覚や実践的態度を培い、人権を基本とした人間関係を築くことが大切です。市民が、日常生活の中で人権について積極的に学び、人権問題を自分のこととして捉え、主体的に取り組んでいくことができるよう、各種講座や研修会など、人権に関する学習の機会を提供します。

- ア 人権に関する多様な学習機会の提供
- イ 社会教育活動を通じた家庭教育における人権教育の推進
- ウ 人権教育推進のための指導者の養成

## 2 人権啓発の推進

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」のことを言います（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条）。人権教育を推進するためにも、研修や情報提供、広報などの啓発活動は不可欠です。

市民意識調査では、人権啓発を推進するために効果的な啓発広報活動として、5割強が「テレビ・ラジオ」と回答しています。このほか、「講演会や研修会」「新聞・雑誌・週刊誌」がそれぞれ3割強、「広報紙・パンフレット・ポスター」が3割となっており、多様なメディアを活用した啓発広報活動が効果的であると考えられています。

また、「人権尊重が叫ばれる一方で、権利のみを主張して、他人の迷惑を考えない人が増えてきた」という意見について、「そう思う」という回答が8割強を占めています。

市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく理解し、あらゆる機会を通じて、さまざまな人権問題に対し、自分の問題として認識し、また、他人の人権にも配慮した行動をとることについて理解を深め、日常生活の中で意識を高めてもらえるよう、効果的な人権啓発を推進します。

### （1）多様な啓発活動の推進

市民一人ひとりが、人権について正しい理解を持てるよう、講演会の開催や情報提供、広報活動など、あらゆる機会を活用し、効果的な啓発を進めます。

- ア 各種情報媒体を活用した情報提供
- イ 講演会・講座等による啓発
- ウ 広報活動による啓発

## **(2) 人権NGO等との協働**

人権の各分野で活躍するNGO等の啓発活動を支援するとともに、協働での多彩な取組みを行います。

## **(3) 企業等における取組みの促進**

人権に配慮した企業等の取組みを促進するため、人権擁護意識の醸成を図ります。

ア 人権に関する啓発・研修

イ 啓発資料の配布・情報提供

## **3 相談・支援体制の充実**

本市では、市民相談、女性のための相談、教育相談、精神保健福祉相談、保健福祉総合相談など、それぞれの分野ごとにさまざまな相談窓口を設置してきました。

市民意識調査では、回答者のおよそ3人に1人が人権侵害を受けた経験があると回答しており、その内容として「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」「名誉・信用のき損、侮辱」が多く挙げられています。また、差別や人権が侵害された場合の対応としては、「身近な人に相談する」を回答者の3人に1人が選んでいるのに対し、専門的な機関（市役所、法務局または人権擁護委員、警察など）への相談はいずれも1割未満となっています。

今後は庁内外の関連部署・関係機関・団体などと連携を図り、個人情報の適正な保護・管理に努めながら、個人が抱える人権問題に迅速かつ適切に対応できる、市民が利用しやすい相談体制づくりに努め、市全体の相談・支援体制の充実を図ります。

### **(1) 相談・支援体制の充実**

一人ひとりの基本的人権が尊重され、誰もが豊かなところをはぐくみ、安心して生活を送ることができるよう、子どもや高齢者への虐待、ドメスティック・バイオレンス（DV）<sup>※9</sup>、セクシュアル・ハラスメント<sup>※10</sup>、パワー・ハラスメント<sup>※11</sup>、いじめなど、それぞれの分野の相談窓口において、問題の早期解決が図られるよう相談・支援体制を充実します。

ア 相談窓口体制の充実及び連携の強化

イ 相談機関等の情報提供

ウ 相談員や関係職員の資質の向上

## (2) 関係機関・団体との連携・協力体制の推進

個人の権利擁護や人権侵害の予防と問題解決のため、県等の関係機関をはじめ、他市町村、人権NGO・NPO<sup>※12</sup>などと連携を図り、支援体制の充実に努めます。

### ア 関係機関・人権NGO・NPOなどとの相互連携

- ※9 **ドメスティック・バイオレンス (DV)** : 配偶者や恋人・婚約者など親密な関係にあるパートナーから振るわれる暴力・暴言のこと。配偶者にはDVが原因で離婚した元配偶者や事実上婚姻関係にある者を含む。
- ※10 **セクシュアル・ハラスメント (セクハラ)** : 性差別の具体的な現れとして、相手の意志に反して起きる性的いやがらせのこと。
- ※11 **パワー・ハラスメント (パワハラ)** : 職務上の権限や地位を利用して行われる職場内でのいやがらせのこと。
- ※12 **NPO** : (Non-Profit-Organization) 政府・自治体や私企業とは独立した存在として、社会的な公益活動を行う民間非営利組織・団体のこと。このうち、特定非営利活動促進法に基づいて法人格を取得した法人を「特定非営利活動法人」という。

## 4 分野別施策の推進

### (1) 女性の人権

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、法制上も男女平等の原則が確立されています。しかし、現実には、「男は仕事、女は家庭」という、男女の役割を固定的に捉える意識が社会的に根強く残っており、家庭や職場においてさまざまな差別を生む要因となっています。

国では、昭和 60 (1985) 年に、あらゆる形態の女性差別の撤廃をめざした「女子差別撤廃条約」を批准し、翌年には、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」を制定しました。そして、男女共同参画社会の形成を促進するため、平成 11 (1999) 年には「男女共同参画社会基本法」を制定、施行し、翌年には「男女共同参画基本計画」を策定しました。さらに、平成 13 (2001) 年には、人権の擁護と男女平等の実現を図るため、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV法）」を制定しました。

そして、平成 22 (2010) 年 12 月には、第 3 次「男女共同参画基本計画」を決定し、その中で特に、「女性の活躍による経済社会の活性化」「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」「女性に対するあらゆる暴力の根絶」などについて、改めて強調しています。このようにさまざまな関係法令等が整備され、社会制度上の男女平等と女性の人権擁護の環境が整いつつあります。

本市においても、平成 4 (1992) 年 3 月に「湘南ひらつか女性プラン」を、そして、平成 10 (1998) 年 3 月には「湘南ひらつか男女共同参画プラン」を、さらに平成 19 (2007) 年 2 月には「ひらつか男女共同参画プラン 2007」を策定し、各施策に取り組んでいます。

### ■ 課題 ■

男女共同参画社会基本法が制定されてから、女性の社会参画が進んできており、女性の活躍する姿があらゆる場面で見られるようになりました。しかし、女性の社会参画状況は、まだまだ少ない状態であり、男女が共に不平等感を持たない雇用に向けた取組みや、就業の場における、女性の就業率向上や能力発揮のための積極的な取組み（ポジティブ・アクション）が求められます。また、夫や恋人などのパートナーからの暴力は重大な人権侵害です。暴力を容認しない社会認識の徹底等、暴力根絶のための基盤整備とともに、その防止対策や被害者支援など、女性に対する暴力のさまざまな形態に応じたきめ細かな救済支援の充実が必要です。

市民意識調査では、女性に関する人権上の問題点として、「職場における差別待遇」が 5 割強で最も多く、「男女の固定的な役割分担意識（『男は仕事、女は家庭』

など)を他の人に押しつけること」「家庭内における夫から妻に対する暴力(酒に酔ってなぐるなど)」「職場におけるセクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)」がそれぞれ4割以上で続きます。また、女性の人権を守るために必要なこととして、「男女ともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する」が6割強と特に多く、ワーク・ライフ・バランス<sup>※13</sup>の実現に向けた取組みが求められています。

## ■ 施策の方向性 ■

### 1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

夫やパートナーからの暴力の被害者への相談や一時保護、自立支援などの対策を充実させるとともに、暴力は犯罪であることの周知・啓発を行います。

### 2 男女共同参画社会のための意識づくり

男女共同参画の重要性について、学校・家庭・地域・職場において、男女平等意識の高揚を図るよう啓発を行います。

### 3 相談体制の充実と関係機関との連携

DVや一般相談など、女性からの悲痛な訴えに対する相談窓口の機能を充実させるとともに、被害者の早期発見と迅速な救済を図ります。さらに関係機関との連携を図り、被害者の安全を確保します。

### 4 男女が働きやすい環境づくりの推進

女性の職業能力開発・就労継続支援(育児・介護休業制度の周知・普及)・仕事と家庭の両立支援に対する啓発など、女性の権利が尊重され、男女が共に働きやすい環境づくりを推進します。

また、男女が共に個人の価値観、ライフサイクルなどに応じた、ワーク・ライフ・バランスを積極的に取り入れられるよう働きかけをします。

※13 ワーク・ライフ・バランス：(Work-life balance)「仕事と生活の調和」。多様な働き方が確保されることによって、個人のライフスタイルやライフサイクルにあわせた働き方の選択が可能となり、性や年齢に関わらず仕事と生活との調和を図ることができるようになる。

## (2) 子どもの人権

現在、子どもが引き起こす衝撃的な事件や児童虐待、不登校・いじめといった問題が社会問題として大きく取り上げられています。国は平成6（1994）年に、18歳未満のすべての人の基本的人権の尊重を促進することを目的とした「児童の権利に関する条約」を批准しました。また、平成16（2004）年及び平成19（2007）年には、「児童虐待防止法」が改正され、国民の通告義務の範囲の拡大、社会全体で子どもの人権を守るための対応について明記されるとともに、児童の安全確認等のための立入調査等が強化されました。

しかしながら、子どもたちを取り巻く状況は、少年非行やいじめ、家庭での虐待、さらには携帯電話・インターネットなどを通じた問題など、人権侵害が関係する深刻なものとなっています。

このような子どもの問題に対応する場合、まず、子どもたちが自分たちの権利に気づく機会をつくることが重要です。自分が人間として尊重されていることに気づくとともに、他人をも思いやる気持ちを持つことにより、権利を理解し身につけていけるような「人間関係」をつくることが、子どもの成長や自立を促すことにつながると考えます。

本市では、平成22（2010）年3月に「平塚市次世代育成支援行動計画」の新たな計画（後期計画：平成22～26年度）を策定しました。この計画では、多岐にわたる分野に関して「いのちを大切に作る心」をキーワードとして、すべての子どもとその家庭を対象に、具体的な取組みを示しています。また、計画の推進にあたり、次代を担う子どもたちを健やかに育てていくために、家庭、地域、企業、さらに市や関係機関が連携を密にし、子どもの健全育成施策に取り組んでいます。

### ■ 課題 ■

子どもの人権を守るためには、家庭・学校・地域・行政などが、それぞれの役割について認識をし、連携を図りながら、人を思いやることのできる豊かな心を持った子どもの育成や健全な社会環境づくりに取り組むことが必要です。

特に、近年増加している子どもへの虐待やいじめなどは、深刻な人権侵害であるとともに、被害を受けた子どもだけでなく、周囲の家族や市民をも巻き込む状況にあります。このため、関係機関との密接な連携が求められます。

市民意識調査では、子どもに関する人権上の問題点として、『仲間はずれ』や『無視』、身体への直接攻撃や相手が嫌がることをしたり、させたりするなど、いじめを行うこと」がほぼ8割と最も多く、次いで「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをすること」が6割強と、上位をいじめに関する項目が占めています。また、「児童買春・児童ポルノ等」「親がいうことを聞かない子どもに暴力を加えるなど子どもを虐待すること」がそれぞれ5割以上で続きます。また、

子どもの人権を守るために必要なこととして、「子どもに自分も人も大切であることを教える」がほぼ5割で最も多く、次いで「親などへの教育、相談・支援体制を充実する」が4割強となっています。

子どもに対する人権意識を高めるためには、家庭や地域社会における啓発活動をはじめ、青少年の健全育成を推進するとともに、子育て環境を向上させていく必要があります。

さらに、教育現場においては、それぞれの発達の段階に応じて、人権意識を高めるための人権教育の推進が必要です。

## ■ 施策の方向性 ■

### 1 児童虐待防止への取組み

児童虐待の防止について、虐待の発生予防、早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護・自立支援に至るまでの総合的な支援を図るため、普及啓発活動の推進や平塚市児童虐待防止等ネットワーク協議会の充実、関係機関との連携の強化などにより、取組みを推進します。

### 2 相談・支援体制の整備・充実

いじめや不登校傾向を示す児童・生徒の早期発見・早期対応を図るため、スクールカウンセラー等の教育相談の充実を図るとともに、関係機関との連携に努めます。また、児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、児童・生徒や保護者などへの相談体制の充実や家庭訪問を行い、問題防止や解決に向けた取組みを推進します。

### 3 子どもの人権を尊重する意識啓発

子どもが一人の人間として尊重され、かつ健全に育成されるよう、子どもの人権は大人の問題であるとの認識のもと、子どもの権利の尊重に向けた取組みを推進します。

### 4 家庭や地域社会での青少年健全育成

子どもが豊かな人間性を身につけ健やかに育つために、地域ぐるみでの子育て支援を充実させます。また、家庭・学校・地域などと連携を図り、青少年の健全育成を図ります。

### 5 子育ての支援体制の充実

子育て中の保護者の不安や負担感を軽減するための支援を充実させ、安心して子育てできる環境づくりに努めるとともに、市民や地域などとの協働による支援を推進します。

## 6 教育現場における取組み

学級をはじめ、学校生活全体の中で、児童・生徒自身が自らの大切さや他の人の大切さが尊重されているということを実感できるような教育活動を推進します。

### (3) 高齢者の人権

我が国における高齢化は急速に進んでおり、平成 25(2013)年には 4 人に 1 人が、そして平成 47 (2035) 年には 3 人に 1 人が高齢者になると予測されています。

本市の 65 歳以上の高齢者は平成 24 (2012) 年 1 月現在、56,855 人であり、総人口の 21.9%を占めています。

高齢者の多くは、自ら趣味や文化活動、あるいは家庭や地域の中に生きがいを見出して生活をしています。しかし、一部には、社会参加や生きがいづくりの機会を活用できないケースがあります。また、高齢者に対するいじめや虐待、介護放棄、財産はく奪、そして、悪徳商法や振り込め詐欺などの被害も頻発しています。これらは、現代社会の中で高齢者に対する尊厳の念や感謝の心が希薄となったことも原因のひとつですが、核家族化が進む中で、独居や夫婦二人だけの高齢者のみの世帯が増えていること等、生活環境の問題も大きな要因であると考えられます。

このような状況の中、国は、高齢者虐待の防止や養護者に対する支援等に関する施策を促進するため、平成 17 (2005) 年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」を制定しました。

本市では、平成 5 (1993) 年 3 月に「平塚市老人保健福祉計画」を策定し、その後、介護保険事業計画を包含した上で改定を重ね、平成 24 (2012) 年 3 月には、高齢者をめぐる新たな社会動向を見極めながら、さまざまな課題を解決していくため、「～ひらつかほほえみ福寿プラン～平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画[第 5 期]）」を策定し、施策の充実に努めています。

#### ■ 課題 ■

高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある暮らしを続けていけるような環境づくりを進めるため、高齢者自らの経験と知識を活かした生きがいづくりと健康づくり、そして、高齢者自身が地域社会と積極的に関わりあえる機会を増やしていくことが必要です。また、高齢者の問題は、高齢者だけにとどまらず、すべての世代に関わる問題であり、超高齢社会に対する市民の意識向上が求められます。

市民意識調査では、高齢者に関する人権上の問題点として挙げたすべての項目について、回答が 3 割以上となっており、特に「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」「高齢者を邪魔者扱いし、つまはじきにすること」「経済的に自立が困難なこと」は 5 割前後と多くなっています。また、高齢者の人権を守るために必要なこととして、「高齢者が地域の支援を得て、生活しやすい環境にする」「在宅サービスや福祉施設・病院を充実する」がそれぞれ 5 割以上となっています。

高齢者一人ひとりが尊重され、住み慣れた地域で、健康で自立した生活を送るためには、保健・医療・福祉・介護のつながりを深める仕組みづくりと安心して住むことができる生活環境の整備が必要です。

## ■ 施策の方向性 ■

### 1 自立・生きがいづくりの支援

高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かし、就労や地域活動、ボランティア活動などのさまざまな社会活動へ参加したり、介護が必要な状態になっても個人として尊重された生活ができるように、高齢者に配慮した生活環境の整備を推進し、「生きがいに満ちた暮らし」の実現を図ります。

### 2 高齢者の権利擁護の仕組みの充実

誰もが住み慣れた地域で安心・安全に生活していくことができるよう成年後見制度<sup>※14</sup>の利用支援の充実に向けて、本市が取り組むべき方針を検討するとともに、法人後見受任団体の支援や市民後見人の養成等、成年後見制度の利用を促進するため、成年後見利用支援センターの開設に向けて成年後見のあり方検討会を設置します。また、制度の普及啓発等を行うことにより、権利擁護の推進体制を構築します。

### 3 高齢者虐待の予防・被害者支援

高齢者虐待の実態を把握し、地域や関係機関との連携を図り、高齢者虐待の予防や早期発見に努めるとともに、虐待を受けた高齢者や養護者に対し、適切な支援をします。

### 4 福祉・介護サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい安心で充実した生活を送るために、介護サービス基盤の整備を推進するとともに、認知症等の対応も含め、高齢者福祉サービス等の各種サービスのさらなる充実を図ります。

### 5 高齢者にやさしいまちづくり

高齢者のみならず、すべての市民が安心して外出し地域参加ができるようバリアフリー化<sup>※15</sup>を進めるとともに、ユニバーサルデザイン<sup>※16</sup>の視点をまちづくりに取り入れます。

※14 成年後見制度：加齢等により判断能力が不十分となり、財産管理や契約などの手続が困難な人に対して、本人の行為の代理または行為を補助する人を選任する制度のこと。

※15 バリアフリー化：公共の建築物、道路、個人の住宅などにおいて、高齢者や障がいのある人に配慮した設計を行うこと。

※16 ユニバーサルデザイン：年齢、性別、身体、国籍など人々が持つさまざまな特性の違いを越えて、できるだけすべての人が利用しやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事などをデザインすること。

#### (4) 障がいのある人の人権

国では、「障害者基本法」を昭和 45（1970）年に制定し、以降、幾度かにわたり改正がされる中、平成 18（2006）年 4 月には、「障害者自立支援法」が施行され、身体障がい、知的障がい、精神障がいの障がい種別を越えてのサービス利用や地域生活と就労の推進といった、新たな枠組みでの福祉制度が進められてきました。さらに、平成 23（2011）年 6 月には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が制定され、平成 24（2012）年 10 月から施行されました。また、地域社会における共生の実現に向けて新たな障がい保健福祉施策を講ずるため、平成 25（2013）年 4 月から、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とするとともに、障がい者の定義に難病等を追加し、平成 26（2014）年 4 月から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されます。

本市では、平成 11（1999）年 3 月に「平塚市障害者福祉計画」を、平成 19（2007）年 3 月には「平塚市障がい者福祉計画（第 2 期）」を策定し、保健、福祉、医療、教育、就労、まちづくり、防災など多岐にわたる障がい者施策を体系化し、総合的・横断的な取組みを推進してきました。さらに、障がい者福祉制度や社会情勢のめまぐるしい変化に対応するため、平成 23（2011）年 3 月に「改定・平塚市障がい者福祉計画（第 2 期）」を策定し、「障がいのある人もない人も、ともにいきいきと生活するまちづくり」を基本理念に、障がいの有無に関わらず、すべての人が安心していきいきと生活し、地域社会の一員として、自分らしい生活が自らの意志で選択できるような社会の実現をめざすこととしています。

#### ■ 課題 ■

障がいのある人やその家族、支援者や行政機関などの共通の考え方として、等しく生きる社会の理念である「すべての障がい者は、人間としての尊厳が尊重される生まれながらの権利を有しており、社会を構成する一員として経済、文化、その他社会のあらゆる分野の活動に参加する機会が保障されなければならない」ということを念頭におき、地域に住む人々がお互いに助けあい、尊重しあいながら生活することが大切です。

市民意識調査では、障がいのある人に関する人権上の問題点として、「人々の障がいのある人に対する理解が足りないこと」「差別的な言動をすること」「就職・職場で不利な扱いをすること」が 6 割前後と多くなっています。また、障がいのある人の人権を守るために必要なこととして、「障がいのある人が自立して生活しやすい環境にする」が 5 割強で最も多く、「障がいのある人の雇用を確保する」「障がいのある人のための相談・支援体制を充実する」がそれぞれ 3 割強で続きます。

障がいのある人の人権を守るためには、障がいのある人に対する正しい理解と交流の促進が必要であり、そこから得られる理解が権利擁護につながります。また、個人を尊重するためには必要に応じた支援が求められ、雇用や就労支援のほか、社会参加のための施策、さらに住宅環境等の改善など、障がいのある人にとってやさしいまちづくりも必要です。本市には、特別支援学校や障がい者施設などが多く存在します。そうした面からも、障がいのある人をめぐる環境の変化やニーズ、国・県の動向に対応しつつ、ノーマライゼーション<sup>\*17</sup>の考え方にに基づき、障がいのある人がその権利を侵害されることなく地域でいきいきと、そして健やかに暮らし続けられるような施策や取り組みが必要です。

## ■ 施策の方向性 ■

### 1 障がいのある人に対する理解の促進

障がいのある人に対する理解を促進するため、学校教育、社会教育において、障がいのある人との交流や福祉・介護などのボランティア体験などの機会の充実を図り、福祉教育を推進します。

### 2 障がいのある人の権利擁護の仕組みの充実

誰もが住み慣れた地域で安心・安全に生活していくことができるよう成年後見利用支援センターを設置し、対象者、親族に対して成年後見制度の利用支援を行います。また、新たに市民後見人の養成・確保、法人後見受任団体への支援や制度の普及啓発等を行うことにより権利擁護の推進体制を構築します。

### 3 障がいのある人の雇用・就労の支援と社会参加の促進

障がいの有無に関わらず、地域社会の一員として、等しく生きることができると社会の実現ため、「改定・平塚市障がい者福祉計画（第2期）」の基本理念である「障がいのある人もない人も、ともにいきいきと生活するまちづくり」の普及啓発を図ります。また、障がいのある人への就労支援を行うとともに、スポーツやレクリエーション活動などを通じ、彩り豊かな生活の実現を支援します。

### 4 障がいのある人にやさしいまちづくり

障がいのある人が安心して生活し、社会参加するために、誰にとっても利用しやすく快適な「ユニバーサルデザイン」への意識の高まりを踏まえて、障がいの特性に配慮した公共施設や道路の整備・改修の推進に努めます。事業の推進にあたっては、社会状況の変化に的確に対応し、より実効性のある取り組みを行うために、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」を踏まえ、さらに、緊急時や災害時における障がいの特性に応じた施策を充実させます。

## 5 福祉サービスの充実

居宅支援サービスやグループホームなどの充実、効果的な経済的支援、情報提供、相談窓口の充実を図り、障がいのある人の地域生活を支援します。

※17 **ノーマライゼーション**：高齢者や障がいのある人など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の世界であり、そのあるがままの姿でほかの人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方のこと。

## (5) 同和問題

同和問題（部落差別）とは、社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分差別であり、今なお、生まれ育った地域によって不当に差別され、基本的人権が侵害されるという我が国固有の人権問題です。

昭和 40（1965）年に出された国の同和対策審議会の答申では、同和問題の早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題であると示されるとともに、昭和 44（1969）年には「同和対策事業特別措置法」が施行され、その後、昭和 57（1982）年に「地域改善対策特別措置法」が、昭和 62（1987）年には「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が制定され、同法が平成 14（2002）年 3 月に廃止されるまでの 33 年間、生活環境の改善や啓発活動などの諸施策が実施されてきました。

平成 12（2000）年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、人権教育や人権啓発、人権尊重について国や地方公共団体及び国民の責務が明確にされています。本市においても、これまでに同和問題を含む人権に関する教育や啓発事業に積極的に取り組んできました。

### ■ 課題 ■

市民意識調査では、同和問題を知ったきっかけとして、「テレビ・ラジオ・新聞・本等で知った」「家族（祖父母、父母、兄弟等）から聞いた」「学校の授業で教わった」がそれぞれ 1 割強となっています。その一方で、「同和問題を知らない」という回答がほぼ 2 割となっています。また、同和問題に関する人権上の問題点として、「結婚問題で周囲が反対すること」「就職・職場で不利な扱いをすること」がそれぞれ 3 割以上となっています。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、すべての市民の基本的人権を尊重していくための人権教育や啓発を進める必要があります。また、生まれや育ちあるいは特定の地域や家庭環境に対する偏見と差別をなくすため、人権関係団体との連携を強化する等、市民の正しい理解と市の適切な対応が必要です。その一方で、同和問題を口実とした「えせ同和行為<sup>※18</sup>」に対し毅然とした対応を図ることが必要です。

### ■ 施策の方向性 ■

#### 1 人権教育・啓発の推進

同和問題に対する正しい理解と認識を深め、偏見と差別意識の解消のため、学校や関係団体などと連携し、人権教育・啓発活動を推進します。また、お互いの人権を認めあうまちづくりを推進します。

## 2 関係団体との連携

同和問題の解決を図るために、関係団体やNPOなどと連携を図り啓発活動を推進します。

## 3 えせ同和行為の排除

えせ同和行為は同和問題に対する誤った知識を植えつけるだけでなく、同和問題の解決を阻害する大きな要因であることから、えせ同和行為の排除に向けた取組みを図ります。

**※18 えせ同和行為:**あたかも同和問題の解決に努力しているかのように装い、同和の名のもとに、企業や行政に不当な圧力をかけて、高額な書籍を売りつけたり、利益や義務なきことを要求したりする行為のこと。

## (6) 外国籍市民の人権

本市では、平成 24 (2012) 年 12 月末現在で 68 か国 4, 118 人の外国人が生活しています。国際化の進展に伴い、我が国で生活する外国人は、平成 23 年末で 200 万人を超えており、言語、宗教、習慣などの違いから生ずる誤解や偏見の問題や我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人をめぐる問題など、さまざまな人権問題があります。

今後も国際化が進むことが予想される中で、外国人に対するあらゆる人権問題についての理解と認識を深め、国籍、出身、民族、人種などに関わらず、お互いの文化を認めあい、その多様性を尊重しあう関係を築き上げていくことが、これからの国際社会の一員として望まれることと考えます。

### ■ 課題 ■

市民意識調査では、外国人に関する人権上の問題点として、「外国語で対応できる行政相談窓口や病院・施設が少ないこと」「近隣や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少ないこと」がそれぞれ 3 割強と多くなっています。また、外国人の人権を守るために必要なこととして、「外国人と日本人の相互理解と交流を進める」「互いが、ともに暮らす市民であることの理解を深める啓発を推進する」「外国人も、日本人と同等のサービス（医療、福祉、教育など）を受けられるようにする」がそれぞれ 3 割以上となっています。

国際化にふさわしい市民の人権意識をはぐくむため、学校教育での国際理解教育の充実、社会教育の分野においても、異文化に対する理解の啓発と交流活動が必要です。また、災害時に備え、外国語（多言語対応）による情報提供や教育の場づくりに努め、外国人に配慮した施策を推進する必要があります。

### ■ 施策の方向性 ■

#### 1 外国につながるのある幼児・児童・生徒への教育支援

日本語の理解が十分でない外国につながるのある幼児・児童・生徒<sup>\*19</sup> に対し、教育環境の充実を図ります。

#### 2 外国籍市民の生活支援

保健、医療、福祉、教育など、市民生活をしていく上で社会の一員として自分らしく、安心して生活を送ることができるよう、必要な情報の提供をはじめ、言葉がハンディキャップにならないよう、相談・支援体制のサポート等の住民サービスを充実させます。

### 3 多文化共生・多文化理解の促進

国籍や文化、民族による偏見や差別をなくすために、国際理解を深め、国籍を越えて言語、文化、習慣の違いをお互いに理解し、すべての市民が地域で共生し安心して暮らすことができるよう、あらゆる機会を通じて国際理解を推進します。

### 4 外国籍市民に対する理解の促進

外国籍市民に対する嫌がらせ、偏見、差別をなくすために、あらゆる機会を通じて、人権教育・啓発を推進します。

※19 外国につながるのある幼児・児童・生徒：外国籍の幼児・児童・生徒及び国籍・民族・文化などさまざまな背景（例えば日本国籍であっても母語が日本語ではない等）を持った幼児・児童・生徒のこと。

## (7) 患者等（H I V感染者、ハンセン病患者・元患者、心の病等の患者など）の人権

H I Vやハンセン病<sup>※20</sup>などの感染症に対する正しい知識と理解は、いまだ十分とは言えない状況にあります。これらの感染症の患者や回復者などが、周囲の人々の誤った知識や偏見などにより、日常生活、職場、医療現場などで差別やプライバシー侵害を受ける問題が起きています。また、ストレス社会と言われる近年では、心の病を患う人が急激に増え、仕事や家庭生活を送る上での支障となっています。

### ■ 課題 ■

市民意識調査では、H I V感染者<sup>※21</sup>・ハンセン病患者等に関する人権上の問題点として、「就職・職場で不利な扱いをすること」「差別的な言動をすること」が5割前後と多くなっています。また、H I V感染者・ハンセン病患者等の人権を守るために必要なこととして、「エイズ<sup>※22</sup>・H I V、ハンセン病等に関する正しい知識について義務教育の中に取り入れる」「プライバシーに配慮した医療体制やカウンセリング体制を充実する」がそれぞれ5割以上で特に多くなっています。

H I V感染者やエイズ患者、ハンセン病患者・元患者、心の病等の患者などが病気を理由に不当な差別を受けることなく、人権とプライバシーが守られ、地域社会の中でいきいきと生活できるよう、正確な医学情報の提供と、正しい理解を持つための教育・啓発が必要です。

### ■ 施策の方向性 ■

#### 1 正しい知識の普及啓発の促進

H I V感染症やハンセン病、心の病等などに対する正しい知識や認識を深め、偏見や差別の解消を図るための教育・啓発に努めます。特に、医療機関や企業などに対し、人権意識・倫理の一層の向上が図られるよう啓発に努めます。

#### 2 相談・支援体制の充実

関係機関との連携をはじめ、市民が安心して相談を受けられるよう、相談・支援体制を充実させます。

※20 ハンセン病：「らい菌」によって引き起こされる感染力の弱い慢性の感染症で、現在では医療技術の進歩により完治する病気のこと。

※21 H I V感染者：エイズウイルス（ヒト免疫不全ウイルス）に感染した人のこと。

※22 エイズ：後天性免疫不全症候群。H I Vによって免疫機能（抵抗力）が破壊されてしまう病気。体力が弱まりエイズ特有の症状（カリニ肺炎、カンジダ性食道炎など）が現れる。

## (8) 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難、悪意のある噂や社会等からの拒否的な感情などが見られます。本人の努力にも関わらず、これらの行為によって更生意欲がそがれてしまうことがあります。社会復帰をめざす人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。また、本人のみならずその家族や親族も、地域社会や職場、学校などで差別的な扱いを受けることがあります。

### ■ 課題 ■

市民意識調査では、刑を終えて出所した人に関する人権上の問題点として、「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」がほぼ6割で最も多く、次いで「就職、職場で不利な扱いをすること」がほぼ5割となっています。

刑を終えて出所した人が、真に社会復帰を実現し、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲とともに、家庭、職場、学校、地域社会の理解と協力が必要となります。刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくし、同じ社会の一員として温かく迎える姿勢が求められます。

### ■ 施策の方向性 ■

#### 1 人権啓発の推進

刑を終えて出所した人やその家族の人権を考慮し、偏見や差別をなくすための啓発を推進します。

#### 2 相談・支援体制の充実

刑を終えて出所した人やその家族の社会復帰の実現のため、生活や就職なども含めた相談体制を充実させます。

## (9) 犯罪被害者等の人権

近年、犯罪被害者等の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せています。犯罪被害者等は、犯罪そのものや後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるのにも関わらず、追い打ちをかけるように、興味本位の噂や心ない中傷などにより名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの二次的被害を受けることも少なくありません。

国は、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るため、平成16(2004)年12月に「犯罪被害者等基本法」を制定しました。神奈川県では、平成21(2009)年4月に「神奈川県犯罪被害者等支援条例」が施行され、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉または生活の平穏への配慮の重要性などについて、理解を深めるための活動が展開されています。

### ■ 課題 ■

市民意識調査では、犯罪被害者等に関する人権上の問題点として挙げたすべての項目について、回答が4割以上となっており、特に「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること」は回答者のおよそ4人に3人が選んでいます。次いで「犯罪行為によって精神的なショックを受けること」「事件のことにに関して、周囲にうわさ話をされること」がそれぞれ6割弱となっています。

犯罪被害者等の視点に立った、相談・支援体制を充実するとともに、啓発活動を推進する必要があります。

### ■ 施策の方向性 ■

#### 1 人権啓発の推進

犯罪被害者等に対する理解を求めるため、啓発活動を推進します。

#### 2 相談・支援体制の充実

犯罪被害者等の人権に配慮し、問題解決のために、関係機関や支援団体との連携を図りながら、相談・支援体制を充実し支援します。

## (10) ホームレスの人権

経済・雇用情勢の悪化や人間関係のトラブル、疾病や家庭内の問題などさまざまな要因により、自立の意思がありながらも、ホームレス<sup>※23</sup>生活に置かれている人や、またホームレスになるおそれがある人など、健康で文化的な生活を送ることのできない人が多数存在しています。現実にはホームレス生活を送る中では、嫌がらせや暴行を受けるなど、ホームレスに対する偏見や差別による人権侵害が起きています。

国においては、平成 14 (2002) 年 7 月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が制定され、同法に基づき、平成 15 (2003) 年 7 月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が策定されました。また、神奈川県においても平成 16 (2004) 年 8 月に「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を策定し、ホームレス生活に置かれている人や、またホームレスになるおそれがある人などに対する施策を推進しています。

### ■ 課題 ■

市民意識調査では、ホームレスに関する人権上の問題点として、「通行人等が暴力をふるうこと」「経済的に自立が困難なこと」がそれぞれ 4 割強となっています。

関係機関との連携を図りながら、自立に向けた相談支援体制の充実に取り組むとともに、啓発活動を通じて、地域社会におけるホームレスに対する偏見や差別の解消を図る必要があります。

### ■ 施策の方向性 ■

#### 1 自立支援・生活支援

「平塚市ホームレス自立支援施策の取り組み方針」に基づいて、関係機関や支援団体と連携を図るとともに、次の 3 つの基本的な考え方にに基づき支援を実施します。

- (1) 自立に向けた支援
- (2) 人権擁護及び安全・安心な生活環境の確保
- (3) ホームレス自立支援施策の推進体制の整備

#### 2 人権擁護のための啓発活動の推進

学校教育や社会教育において、ホームレス等の人権に配慮した学習の機会等の充実に努めるとともに、人権教育・啓発を積極的に推進します。

※23 ホームレス：都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる人のこと。

## (11) インターネット等における人権問題

高度情報化社会が急速に進展し、インターネットや電子メールは、誰でも情報を受信・発信できる手軽で便利なメディアとして急速に普及しています。

我が国のインターネットの利用人口は年々増加し、平成 23 (2011) 年末には、約 9,610 万人となっています。こうしたインターネット等は、匿名で、どのような情報でも簡単に発信できる面があることから、差別を助長する表現や、個人や集団にとって有害な情報が、インターネット上に掲載されたり電子メールで流されるなど、人権に関わる問題が起きています。

このような状況に対し、日本国憲法の保障する表現の自由に配慮しながらも、人権を侵害する悪質な情報の掲載に関しては、法的な対応や業界の自主規制による対策が進んでいます。

国は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を平成 21 (2009) 年 4 月に施行し、インターネット関係事業者にフィルタリング<sup>\*24</sup>の提供を義務化する等、対策に取り組んでいます。

### ■ 課題 ■

インターネットや電子メールでの情報は、発信者の意図に関わらず、あらゆるところに急速に拡散してしまう恐れがあることから、インターネット等を使用する一人ひとりの人権意識が大切です。

市民意識調査では、インターネットによる人権侵害に関する問題点として挙げたすべての項目について、回答が 3 割以上となっており、特に「他人を誹謗中傷する表現を掲載すること」は回答者の 4 人に 3 人が選んでいます。次いで「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」が 6 割弱、「差別を助長する表現を掲載すること」が 5 割弱となっています。また、インターネット上の人権侵害を防ぐために必要なこととして、「違法な情報発信者に対する監視や取り締まりを強化する」「情報の提供停止や削除などに関する法的規制を強化する」がそれぞれ 6 割以上となっています。

インターネット等の利用者に対し、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進していくことが必要です。

### ■ 施策の方向性 ■

#### 1 情報化社会における啓発活動の推進

インターネットや電子メールの利用者に対し、個人の名誉やプライバシーに配慮した正しい利用方法等についての啓発活動を推進します。

## 2 情報教育の充実

児童・生徒に対し、インターネットによる人権侵害等の加害者や被害者とならないための判断力を身につけさせるよう、情報モラル教育の充実を図ります。

※24 **フィルタリング**：インターネット上のウェブページ等を一定の基準で評価判別し、選択的に排除する機能のこと。

## (12) 自殺対策

国内での自殺者数は、平成 10（1998）年以降 14 年連続で年間 3 万人を超えており、本市においても毎年 50 人前後が自ら命を絶っています。

自殺はひとつの理由や原因で生じるものではなく、その背景には健康問題、生活苦、借金問題、過労、リストラ、いじめなどいくつかの社会的要因が関係していると言われてしています。

自殺を考えるまでに追い込まれた人は、死ぬしかないと思いつつも生きていたいという気持ちの間で揺れ動いています。こうした心の状態は不眠やうつ状態などのサインとして発せられていることが多いため、その様子の変化に気づくことが大切です。

本市では、平成 19（2007）年 12 月に、自殺が社会問題となっている状況にかんがみ、自殺対策に関し基本理念を定め、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止及び自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、市民が健康で生きがいを持って暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする「平塚市民のこころと命を守る条例」を議員提案により制定しました。本条例の基本理念では、市が行う自殺対策は、地域の状況に応じたきめ細かな施策として実施することを定めています。

国では、平成 18（2006）年 6 月に「自殺対策基本法」を制定していますが、自殺に対する自治体での条例制定は、本市が全国で初めての取り組みであり、マスメディアで大きく取り上げられました。

本条例に基づき、「こころと命のサポート事業」として、諸施策に取り組んでおり、地域の住民と共に支える仕組みづくりをめざしています。

### ■ 課題 ■

自殺対策を進めるにあたっては、自殺を個人的な問題のみとして捉えるべきでなく、さまざまな要因が複雑に絡みあった社会的な問題として考えていかなければならないということを、市民に広く理解してもらう必要があります。そのためには、長期的な視野のもと、さまざまな側面から地道に普及啓発を継続していくことが必要です。あわせて、悩みや困りごとを適切な支援につなぐために関係機関・関係団体との連携協力体制を強化していくことが必要となります。

### ■ 施策の方向性 ■

#### 1 普及啓発の推進

自殺の実態把握に努めるとともに、自殺についての正しい理解の普及啓発及び、命の大切さ・尊さの普及啓発を推進します。

また、さまざまな悩みや困りごとの相談先をまとめた相談窓口案内や、うつ病に関するリーフレットを作成、活用することで市民に広く情報が届くように努めます。

## **2 人材育成の推進**

職員、教職員、関係団体への研修を通じ、自殺の問題について正しく理解し、自殺予防のための「気づき、つなぎ、見守り」(ゲートキーパー)の行動ができる人材を育成します。

## **3 相談体制の整備**

相談が適切な支援に結びつくように、職場、地域、学校などにおける相談体制の整備に努めます。

## **4 社会的な取組み体制の充実**

自殺の危険性を示すサインに気づき、適切な対応ができる体制の整備を図るため、自殺対策会議等を通じた関係機関との連携強化に努めます。

## **5 自殺未遂者及び自死遺族への支援体制の充実**

自殺未遂者及び自死遺族について、研修等により理解を深めるとともに、当事者の心情に配慮しながら、支援の方法等について検討します。

### (13) 災害発生時における人権

災害は突然の出来事であり、予期せぬ事態でもあり、被災者の人権を大きく損ねるものであることは言うまでもありません。

近年、国内で発生した大災害としては、平成 7 (1995) 年の「阪神・淡路大震災」、平成 16 (2004) 年の「新潟県中越地震」、平成 19 (2007) 年の「新潟県中越沖地震」、そして、平成 23 (2011) 年 3 月 11 日に発生した「東日本大震災」が挙げられます。特に「東日本大震災」は、これまでの想定をはるかに越えた津波と原子力発電所の被災による放射性物質漏れによって、東北地方を中心に戦後最大の被害をもたらしました。さらに、同年 9 月には、大型の台風第 12 号の影響を受け、特に紀伊半島に大きな爪痕を残す結果となりました。

災害に襲われれば、誰もが自分のことで精いっぱいになり、他人を思いやる余裕がなくなりがちです。だからこそ、被災者の人権を守るについて一段と意識を高め、支援や復興にあたることが求められています。特に大災害が起きた場合には、援護を必要とする人への対応を優先する必要があります。

本市では、平成 21 (2009) 年に、「平塚市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」を策定し、災害時要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図り、地域の安心・安全を確保することとしています。

#### ■ 課題 ■

災害と人権侵害とは切り離せない関係にあり、東日本大震災を踏まえた課題が多く存在します。

具体的には、被災した女性の身体的・精神的負担が大きいことが浮き彫りにされ、避難所での女性専用の部屋（着替えや授乳、仮眠ができる場所など）の確保、女性に対する暴力を防ぐための措置、運営スタッフや被災者自治組織への女性の参画、女性の警察官や保健師による巡回相談を行うことなどの取組みを進める必要性が明らかになりました。また、避難所に行かず（行けず）に壊れた自宅や知人宅で過ごしている人、高齢者や障がいのある人、外国人、地域内のつながりの薄い人など、さまざまな人たちに配慮し、支援していく必要があります。さらに、情報不足やデマなどによる人権侵害が生じており、風評被害や避難先での被災者に対する対応の必要性も挙げられます。

災害発生直後は、正確な情報伝達や物資の配給などが、最優先課題であることは言うまでもありませんが、安全な避難場所を確保することも重要な課題です。加えて、被災者の身体的・精神的負担の緩和を図ることにより、避難生活を少しでも安心・安全に過ごせるように、人権に配慮した体制づくりが求められます。

## ■ 施策の方向性 ■

### 1 災害に備えるための訓練・周知・啓発

災害に備えて、地域との連携を図り、防災訓練の実施や災害に対する日頃からの心掛け、避難などについて周知・啓発を行うとともに、防災訓練等への積極的な参加を促します。

### 2 災害時要援護者等に配慮した避難所の運営

女性、災害時要援護者など、それぞれに配慮した避難所の運営に努めます。

### 3 避難所運営における女性の参画の推進と避難者の意見反映

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、避難者の意見を集約して、避難所運営へ反映します。

### 4 防犯対策と相談への対応

被災者の生活の安心・安全を保持するため、的確な情報発信に努めるとともに、関係機関とも連携し、健康やプライバシー、暴力に関する相談など、各種相談サービスについての周知と提供を図ります。

## (14) さまざまな人々の人権

### ア 性的指向、性同一性障がい者の人権

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念を言います。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう「異性愛」、同性に向かう「同性愛」、男女両方に向かう「両性愛」があります。

性同一性障がいとは、生物学的な性「からだの性」と性の自己意識「こころの性」が一致しないため、社会生活に支障がある状態を言います。平成16(2004)年7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障がい者で一定の条件を満たす場合については、性別の取扱いの変更の審判を受けられるようになりました。

同性愛等の性的指向、性同一性障がい者は、ともに少数派であるがために、社会生活に支障をきたしたり、周囲の心ない好奇の目にさらされたりして苦しんでいる人々もいます。このような人々たちに対して、偏見や差別が後を絶たないのが現状です。

市民意識調査では、性的指向、性同一性障がい者に関する人権上の問題点として、「性的指向及び性同一性障がい者に対する理解が足りないこと」「差別的な言動をすること」「職場、学校において、嫌がらせをすること」がそれぞれ4割前後となっています。

### イ アイヌ民族の人権

アイヌ民族は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学(ユーカラ)など、独自の豊かな文化を持っていますが、その文化の十分な保存・伝承が図られていない状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統を担う人々の高齢化により、次世代への継承の基盤が失われつつあります。平成19(2007)年に、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が国連総会で採択されたことを受けて、我が国では、平成20(2008)年の国会において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されました。しかし、アイヌ民族に対する理解不足から偏見や差別が依然として存在しています。

市民意識調査では、アイヌの人々に関する人権上の問題点として、「独自の文化や伝統の保存、伝承が図られていないこと」が3割弱で最も多く、「差別的な言動をすること」が2割弱で続きます。その一方で、「わからない」が4割強を占めており、ほかの分野での「わからない」という回答と比べて特に多くなっています。

以上の人権問題のほかにも、私たちの身の回りには、さまざまな人権問題(「孤立死」「婚外子の人権」「人身取引」「拉致被害者家族」「個人情報保護」など)が

存在しています。現代社会の多様化の進展に伴い、新たな人権問題も発生している状況の中で、行政や学校、家庭、地域、職場などにおいて、市民一人ひとりが人権課題を自らの課題として捉えていく必要があります。

## ■ 施策の方向性 ■

### 1 人権教育・啓発活動の推進

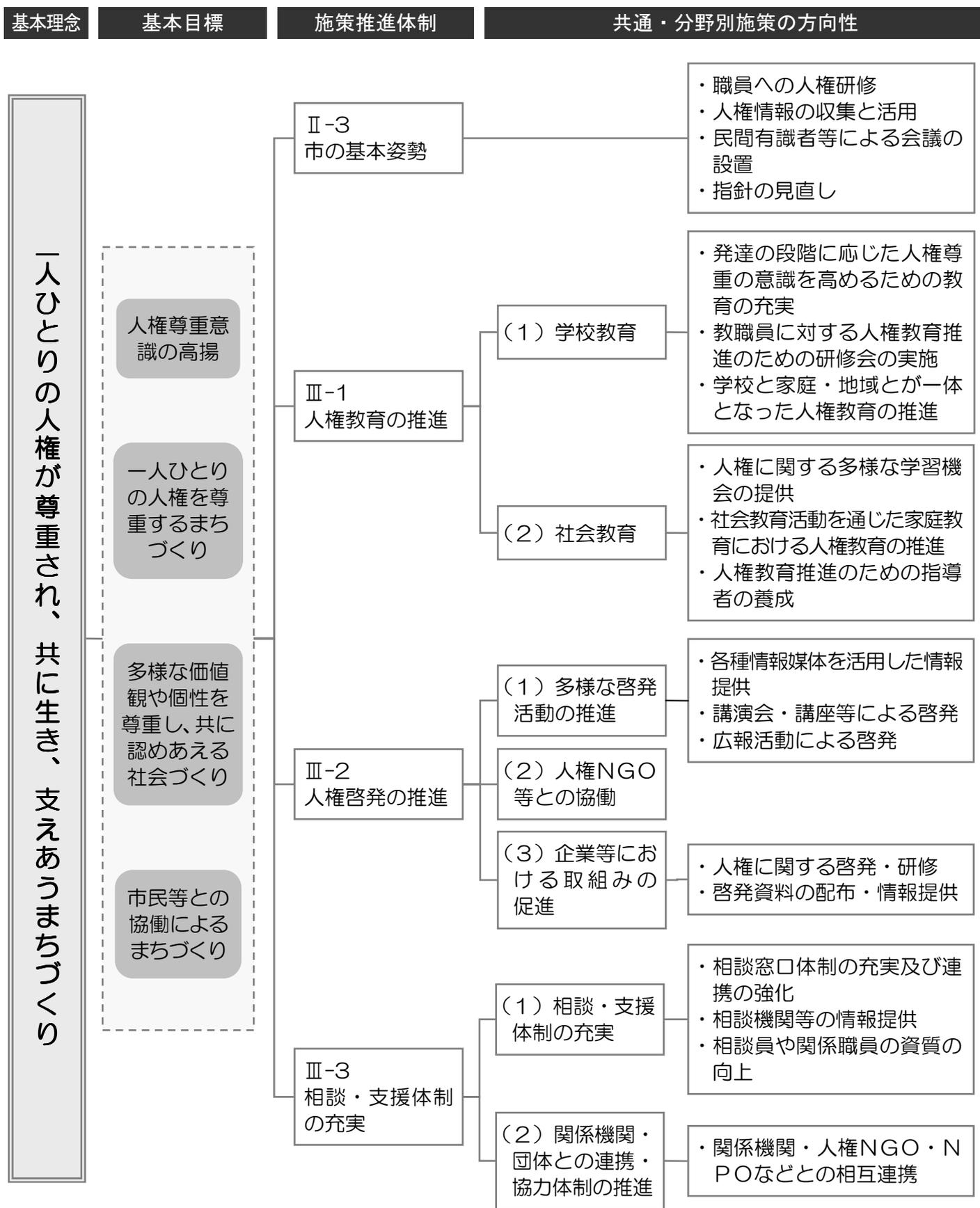
市民の人権問題についての正しい理解と認識を深めるため、関係機関等と連携しながら、さまざまな視点から差別事象を捉えることができる人権教育・啓発活動を推進します。

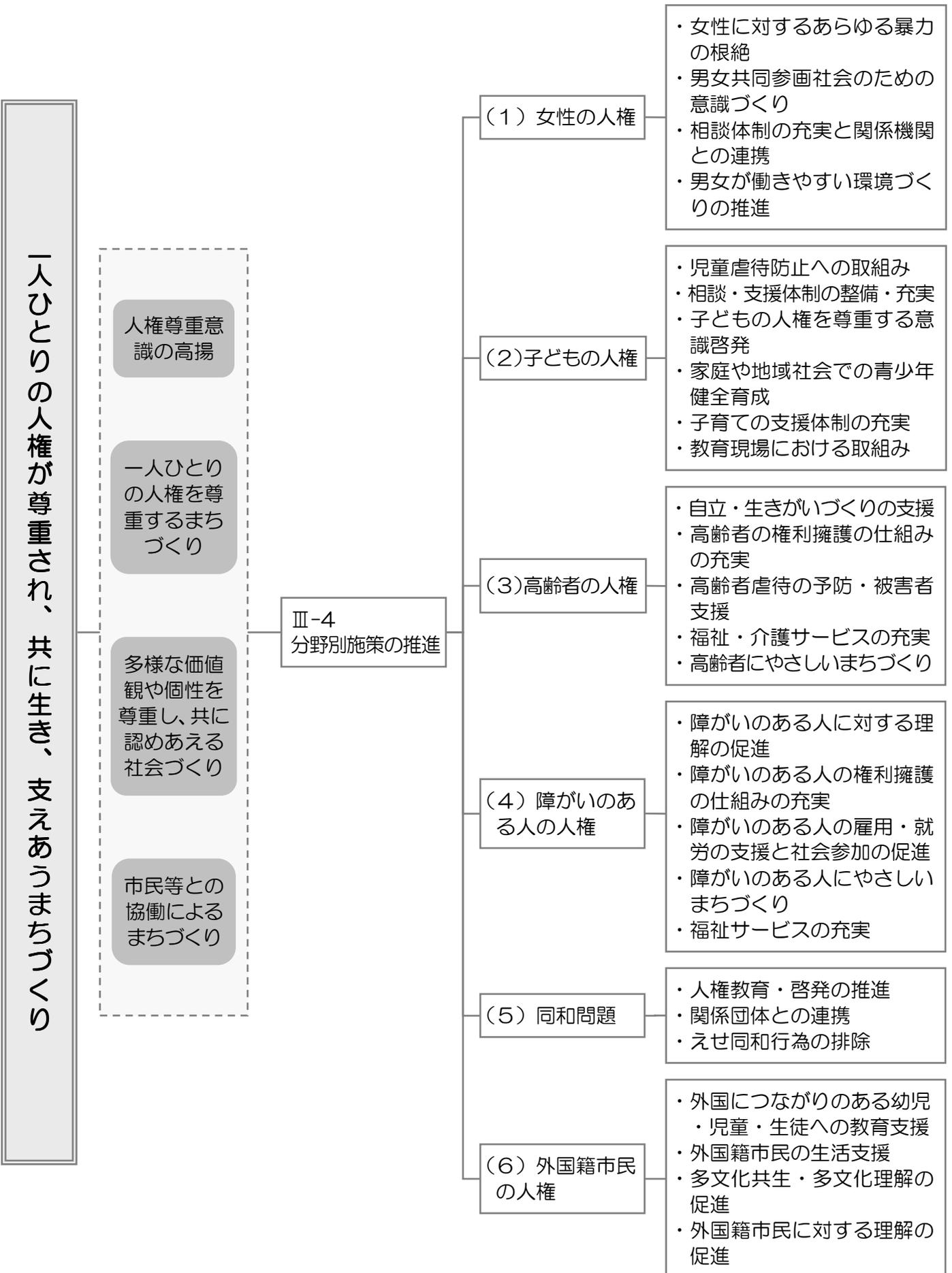
# 参 考 資 料

1	平塚市人権施策推進指針の体系図	39
2	平塚市人権施策推進指針策定経過	42
3	平塚市人権懇話会設置要綱	43
4	平塚市人権懇話会委員名簿	44
5	平塚市人権施策推進会議設置要綱	45
6	世界人権宣言（仮訳文）	47
7	日本国憲法（抄）	49
8	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	52
9	「人権に関する市民意識調査」の概要	54
10	人権に関する用語説明	64



# 1 平塚市人権施策推進指針の体系図





一人ひとりの人権が尊重され、共に生き、支えあうまちづくり

- 人権尊重意識の高揚
- 一人ひとりの人権を尊重するまちづくり
- 多様な価値観や個性を尊重し、共に認めあえる社会づくり
- 市民等との協働によるまちづくり

Ⅲ-4 分野別施策の推進

- (7) 患者等 (HIV 感染者、ハンセン病患者・元患者、心の病等の患者など) の人権
  - ・正しい知識の普及啓発の促進
  - ・相談・支援体制の充実
- (8) 刑を終えて出所した人の人権
  - ・人権啓発の推進
  - ・相談・支援体制の充実
- (9) 犯罪被害者等の人権
  - ・人権啓発の推進
  - ・相談・支援体制の充実
- (10) ホームレスの人権
  - ・自立支援・生活支援
  - ・人権擁護のための啓発活動の推進
- (11) インターネット等における人権問題
  - ・情報化社会における啓発活動の推進
  - ・情報教育の充実
- (12) 自殺対策
  - ・普及啓発の推進
  - ・人材育成の推進
  - ・相談体制の整備
  - ・社会的な取組み体制の充実
  - ・自殺未遂者及び自死遺族への支援体制の充実
- (13) 災害発生時における人権
  - ・災害に備えるための訓練・周知・啓発
  - ・災害時要援護者等に配慮した避難所の運営
  - ・避難所運営における女性の参画の推進と避難者の意見反映
  - ・防犯対策と相談への対応
- (14) さまざまな人々の人権
  - ・人権教育・啓発活動の推進

## 2 平塚市人権施策推進指針策定経過

時 期	内 容
平成 23 年 7 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権に関する市民意識調査」実施</li> <li>◆平成 23 年度第 1 回平塚市人権施策推進会議 (会議設置、懇話会内容及びスケジュール等説明)</li> </ul>
平成 23 年 8 月	◇第 1 回平塚市人権懇話会 (委員委嘱、座長等の選出、スケジュール及び庁内の取組みの説明、市民意識調査の実施概要説明)
平成 23 年 10 月	◇第 2 回平塚市人権懇話会 (基本理念・基本目標の検討、教育・啓発・相談体制に関する議論、分野別施策に関する議論)
平成 24 年 1 月	◇第 3 回平塚市人権懇話会 (基本理念の検討、分野別施策に関する議論)
平成 24 年 3 月	◇第 4 回平塚市人権懇話会 (基本理念の検討、分野別施策に関する議論、骨子(案)の検討)
平成 24 年 5 月	◆平成 24 年度第 1 回平塚市人権施策推進会議 (人権懇話会における議論の報告)
平成 24 年 7 月	◇第 5 回平塚市人権懇話会(素案の検討)
平成 24 年 8 月	・庁議、市議会報告(素案)
平成 24 年 9 月	・パブリックコメントの実施
平成 24 年 11 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁議、市議会報告(パブリックコメントの結果)</li> <li>◇第 6 回平塚市人権懇話会 (パブリックコメントを踏まえた素案の検討)</li> </ul>
平成 25 年 1 月	◇第 7 回平塚市人権懇話会(最終案の決定)
平成 25 年 2 月	・庁議、市議会報告(最終案)
平成 25 年 3 月	・指針の公表

### 3 平塚市人権懇話会設置要綱

(設置)

第1条 市民一人一人の人権が尊重される社会の実現に向け、本市の人権施策の推進について広く意見を求めるため、平塚市人権懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、人権施策の推進のために次に掲げる事項を懇談し、その結果を市長に報告する。

- (1) 平塚市人権施策推進指針の策定に関する事項
- (2) その他人権施策の推進に関する事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 人権関係団体等に所属する者
- (3) 公募による市民

3 前項第3号の公募は、附属機関等の設置及び委員の選出に関する基準（平成20年4月1日施行）によるもののほか、別に定める懇話会委員公募実施要領により実施する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 懇話会に座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

- 2 座長は、懇話会を代表し、懇話会の議長となる。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 座長は、必要と認めるときは、懇話会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、人権・男女共同参画課で処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の設置に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

#### 4 平塚市人権懇話会委員名簿

NO.	区 分	氏 名	団 体 名 / 役 職
1	1号 委員	学識経験者 吉 川 和 宏	東海大学法学部教授 法学部長
2	2号 委員	団体推薦 朝 倉 隆	横浜弁護士会（朝倉法律事務所）
3		団体推薦 池 澤 登志美	平塚市国際交流協会 理事
4		団体推薦 大曾根 俊 久	平塚商工会議所 専務理事
5		団体推薦 工 藤 定 次	一般社団法人神奈川人権センター 常務理事（事務局長）
6		団体推薦 小瀬村 春 雄	平塚市民生委員児童委員協議会 常務理事
7		団体推薦 松 井 洋 子	平塚市人権擁護委員協会 会長
8		団体推薦 龍 崎 健 雄	平塚市障がい者団体連合会 会長
9		3号 委員	公 募 浅 川 聡 子
10	公 募 吉 田 博 史		一般市民

※各号ごと50音順。敬称略。

## 5 平塚市人権施策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 市政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った施策を総合的に推進するため、平塚市人権施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 人権施策の基本的な考え方及び取組に関する事項
- (2) 人権施策に関連する事業の実施に関する事項
- (3) その他人権施策に関し必要と認められる事項

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は人権に関する事務を所管する部長をもって充て、副会長は当該事務を所管する課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職の者を充てる。

(会議)

第4条 推進会議は、会長が招集し、主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(意見等の聴取)

第5条 会長は、必要と認めるときは、推進会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、市民部人権・男女共同参画課で処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の設置に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月12日から施行する。

別表（第3条関係）

部	課
防災危機管理部	防災危機管理課長
総務部	職員課長
経済部	産業振興課長
市民部	市民課長
	市民情報・相談課長
	文化・交流課長
	くらし安全課長
福祉部	福祉総務課長
	高齢福祉課長
	障がい福祉課長
健康・こども部	こども家庭課長
	健康課長
	青少年課長
まちづくり政策部	まちづくり政策課長
教育総務部	教育総務課長
学校教育部	指導室長
社会教育部	社会教育課長

## 6 世界人権宣言（仮訳文）

1948年12月10日採択

### 前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

### 第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

### 第二条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

### 第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

#### 第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

#### 第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

#### 第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

#### 第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

#### 第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

#### 第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

#### 第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

#### 第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

#### 第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

#### 第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

## 7 日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布

昭和22年 5月3日施行

### 前 文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

### 第三章 国民の権利及び義務

#### （基本的人権の享有）

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

#### （自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止）

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

#### （個人の尊重と公共の福祉）

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(法の下での平等、貴族の禁止、栄典)

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

(思想及び良心の自由)

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

(信教の自由)

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない。

(集会・結社・表現の自由、通信の秘密)

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

(居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由)

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

(学問の自由)

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

(家族生活における個人の尊厳と両性の平等)

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

(生存権、国の社会的使命)

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(教育を受ける権利、教育の義務)

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

○2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止)

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

○2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

○3 児童は、これを酷使してはならない。

## 第十章 最高法規

(基本的人権の尊重)

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

## 8 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日 法律第147号

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## 9 「人権に関する市民意識調査」の概要

### 【調査の目的と方法】

#### ❖調査の目的

この調査は、「平塚市人権施策推進指針」を策定するにあたり、人権侵害や差別の問題に関する市民の意識を把握するとともに、今後の人権施策のあり方を検討する上での基礎資料とするため実施しました。

#### ❖調査の方法

調査地域：平塚市全域

調査対象：市内在住の18歳以上の男女（外国人を含む）

標本数：3,000人

抽出方法：住民基本台帳及び外国人登録原票をもとに無作為抽出

調査方法：郵送法（郵便による無記名式調査票の配布・回収）

調査期間：平成23年7月8日～7月25日

#### ❖調査の内容

##### ◆人権問題について

##### ◆主な人権課題に関する意識について

<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権課題に関する意識について</li> <li>・女性の人権について</li> <li>・子どもの人権について</li> <li>・高齢者の人権について</li> <li>・障がいのある人の人権について</li> <li>・同和問題について</li> <li>・外国人の人権について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HIV感染者・ハンセン病患者等の人権について</li> <li>・インターネットによる人権問題について</li> <li>・アイヌの人々の人権について</li> <li>・刑を終えて出所した人の人権について</li> <li>・犯罪被害者やその家族の人権について</li> <li>・ホームレスの人権問題について</li> <li>・性的指向の異なる人・性同一性障がい者の人権問題について</li> </ul>
--	---

##### ◆人権課題の解決のための方策について

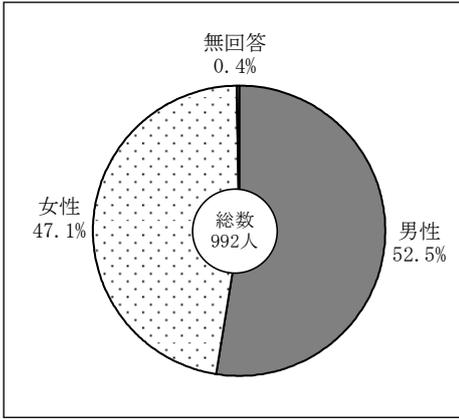
#### ❖回収結果

発送数	返送数 <sup>※</sup>	回収数	無効票	有効回収数	有効回収率
(A)	(B)	(C)	(D)	(E) = C - D	(F) = E / (A - B)
3,000	35	993	1	992	33.5%

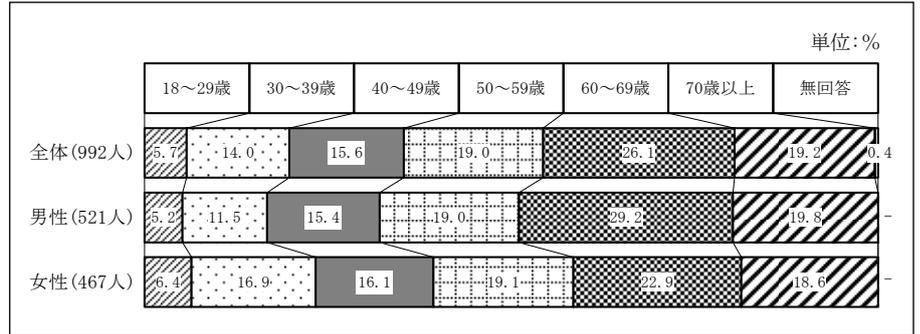
※ 返送数は、発送数3,000のうち宛先不明等で郵便局から返送された数

# 【調査結果】

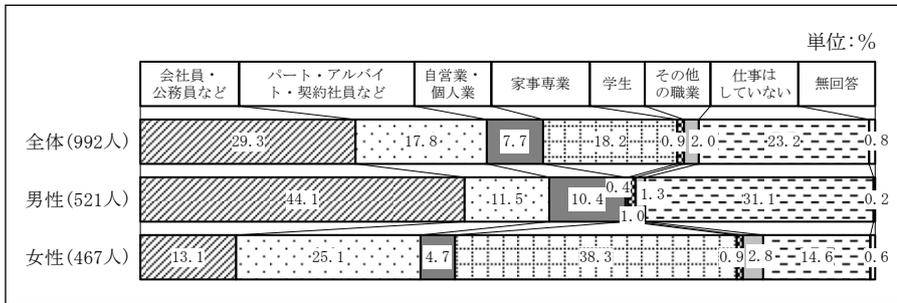
## 性別



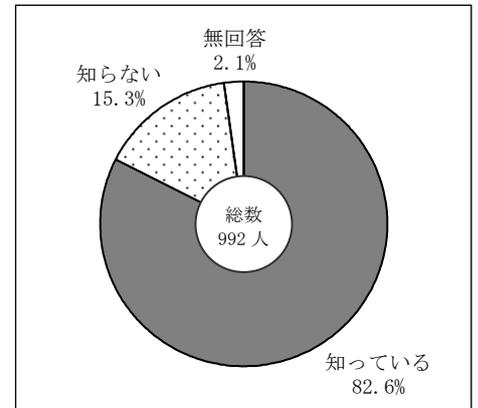
## 年齢



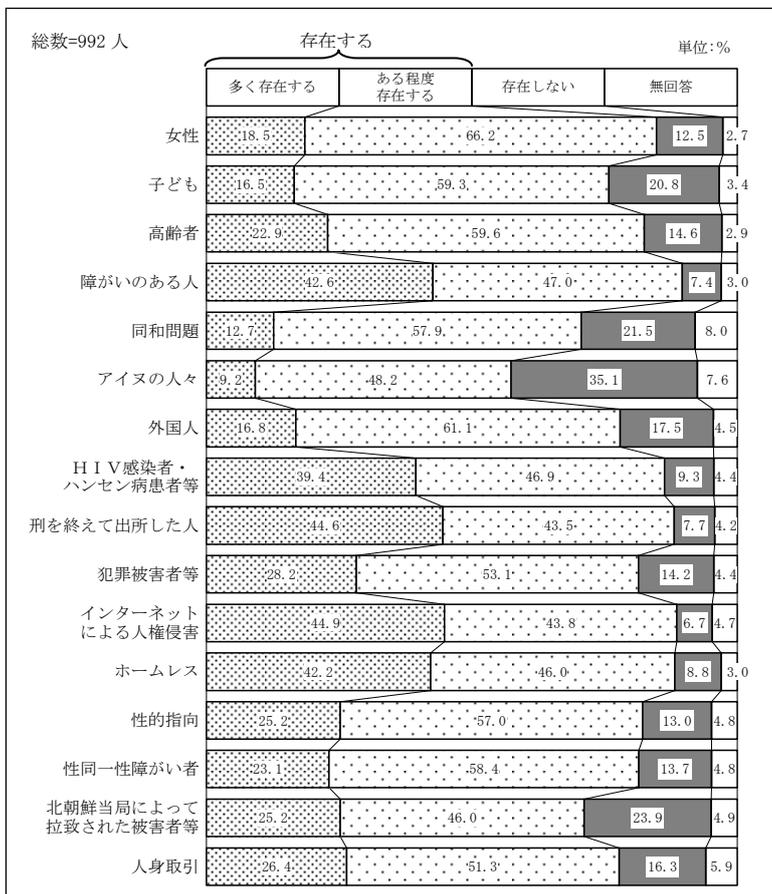
## 職業



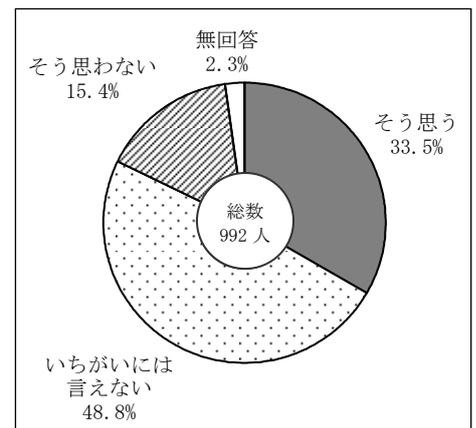
## 基本的な人権についての認知度



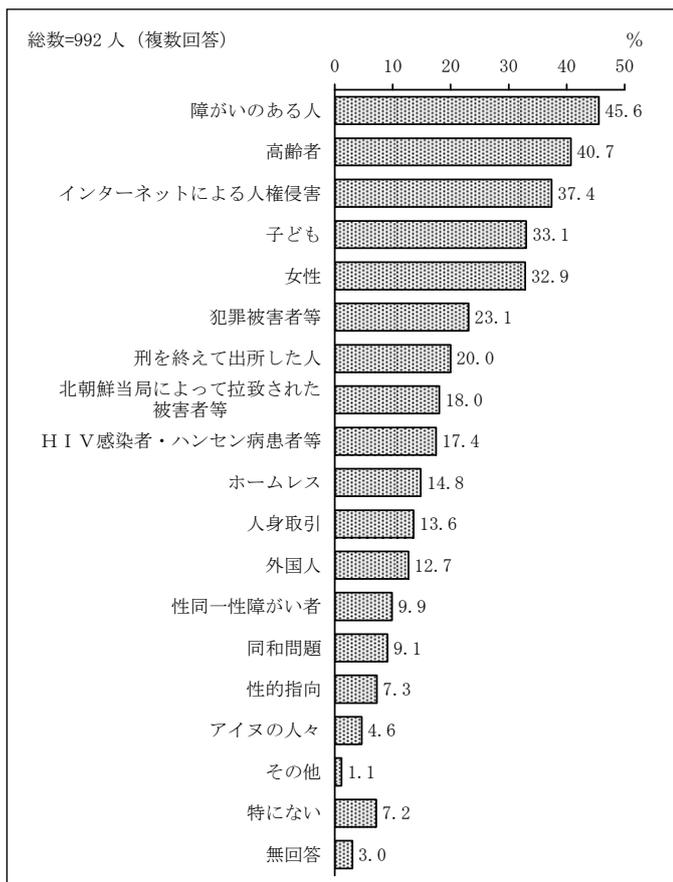
## 差別や人権侵害の存在の有無



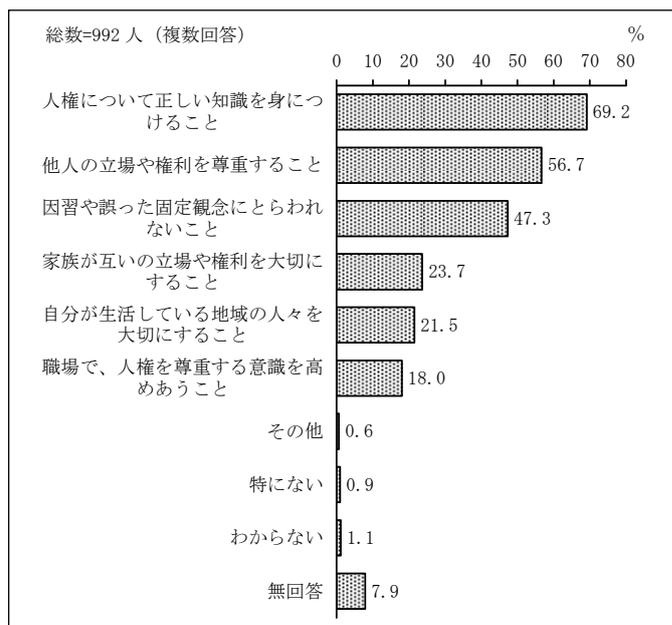
## 10年前と比較した国民の人権意識



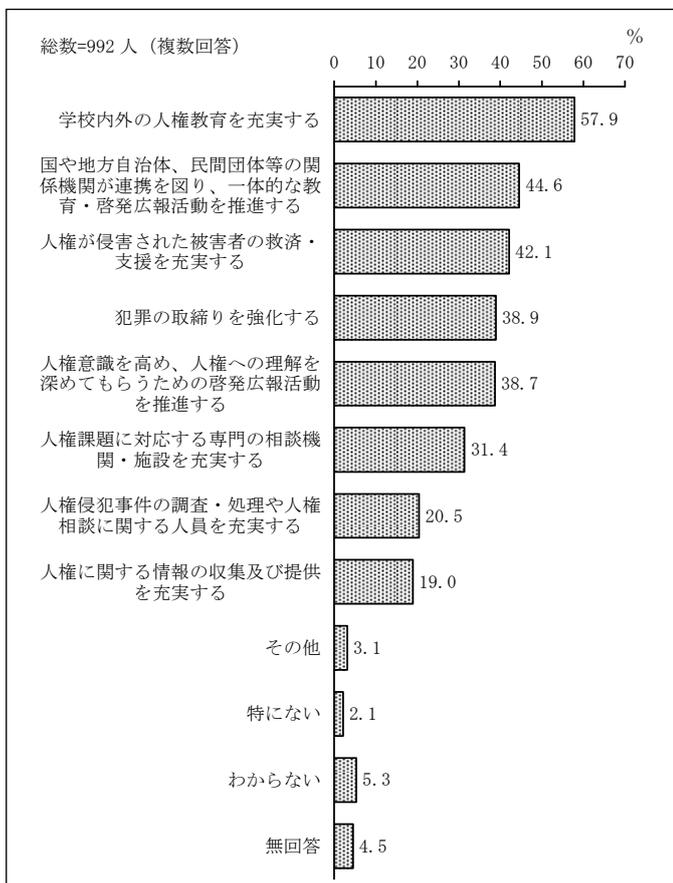
## □ 関心のある人権課題



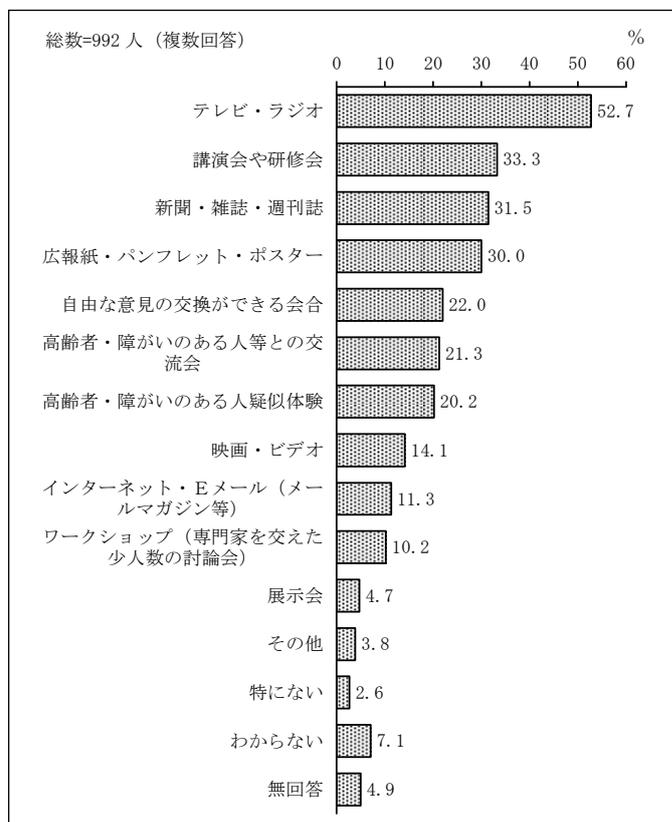
## □ 市民一人ひとりに求められている行動



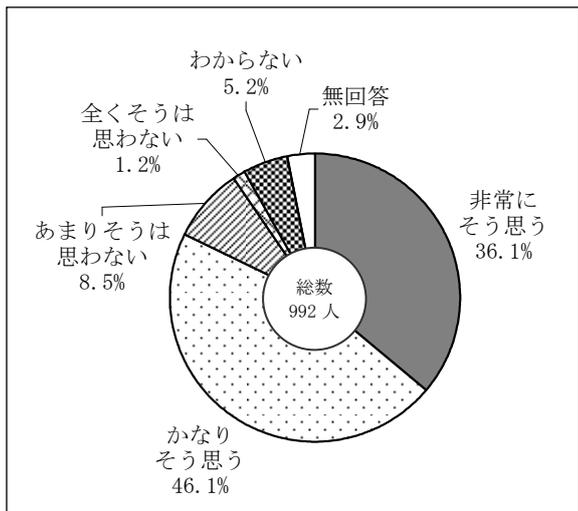
## □ 人権課題の解決のための方策



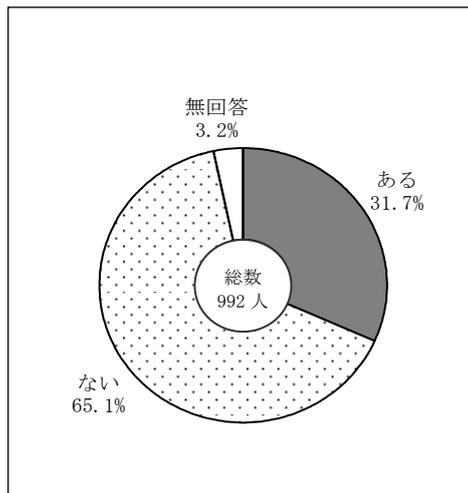
## □ 効果的な啓発広報活動



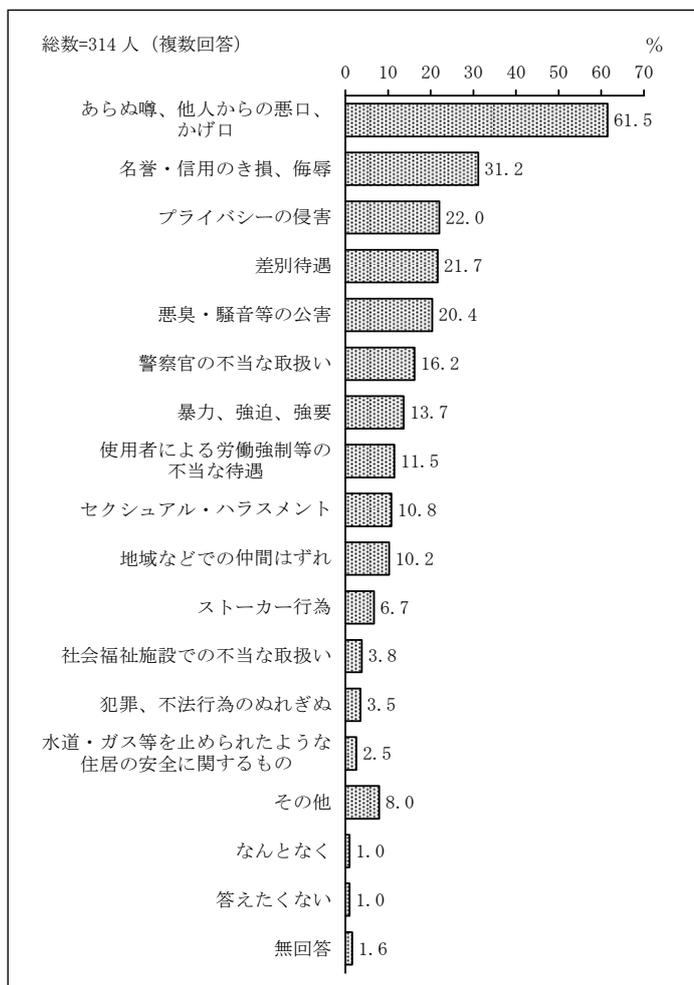
□人権尊重と権利の主張による他人への迷惑



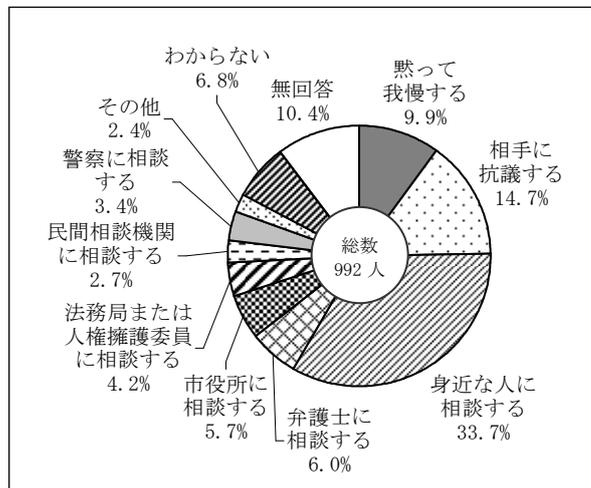
□人権侵害を受けた経験



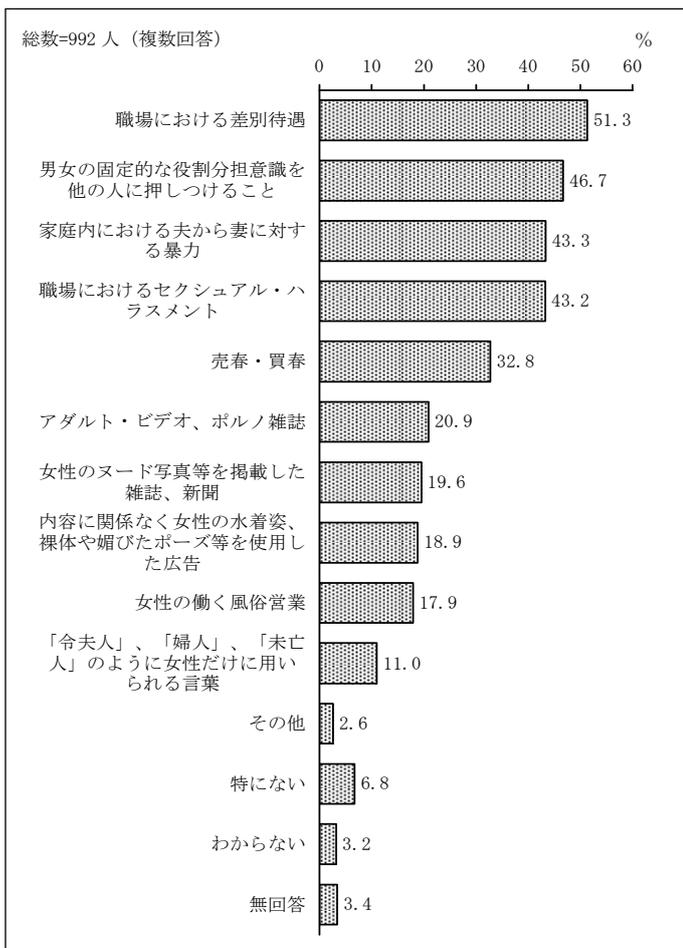
□人権侵害の内容



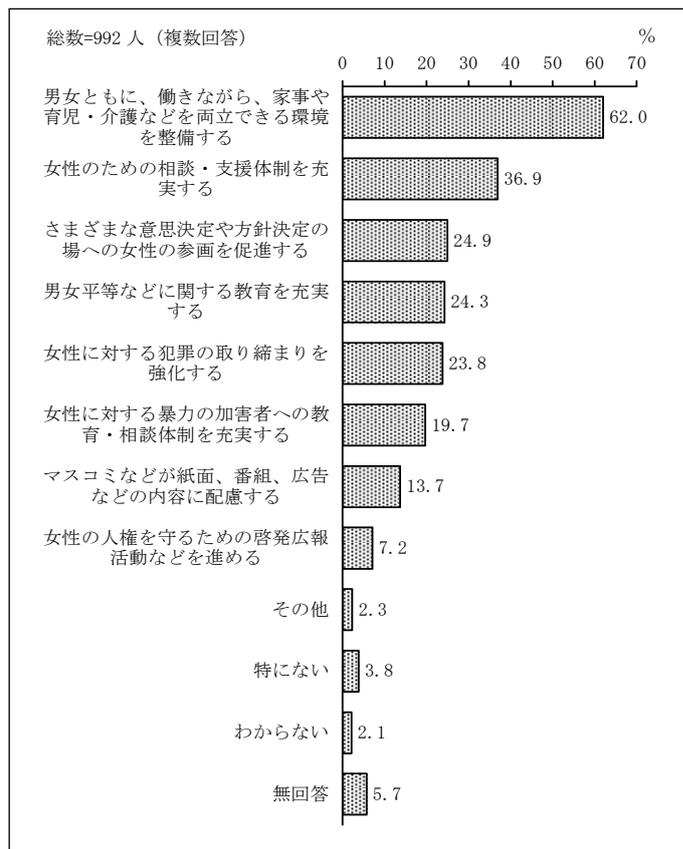
□差別や人権が侵害された場合の対応



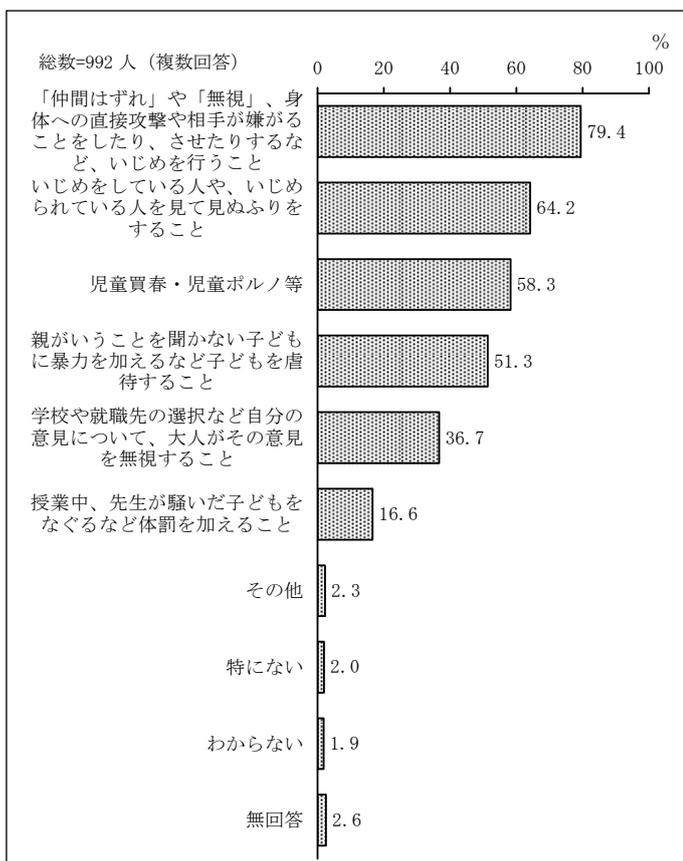
## □女性に関する人権上の問題点



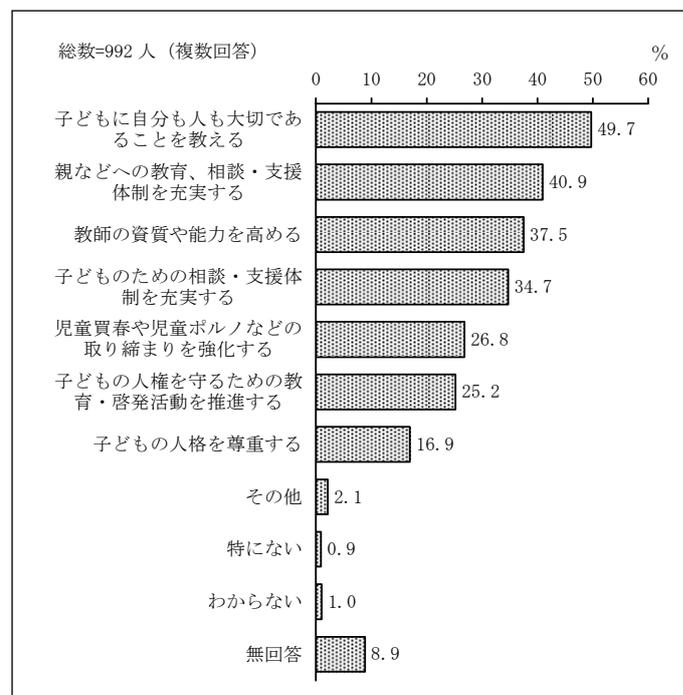
## □女性の人権を守るために必要なこと



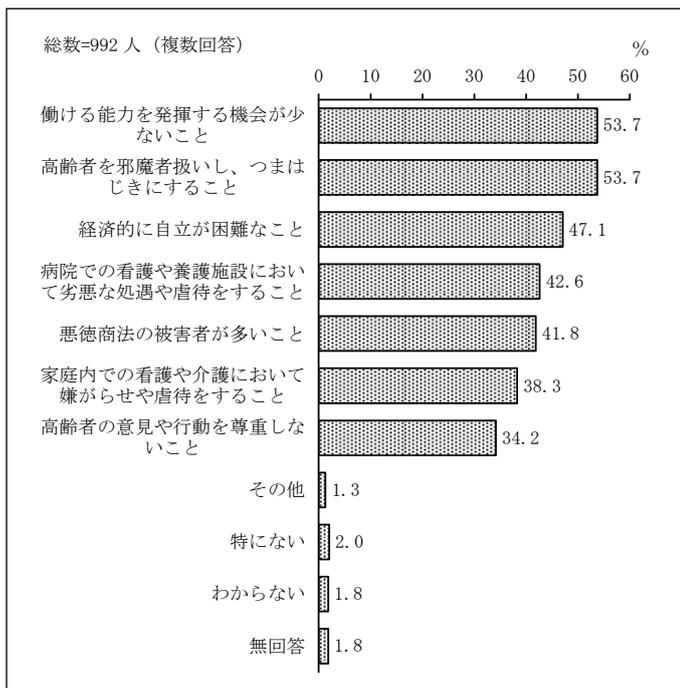
## □子どもに関する人権上の問題点



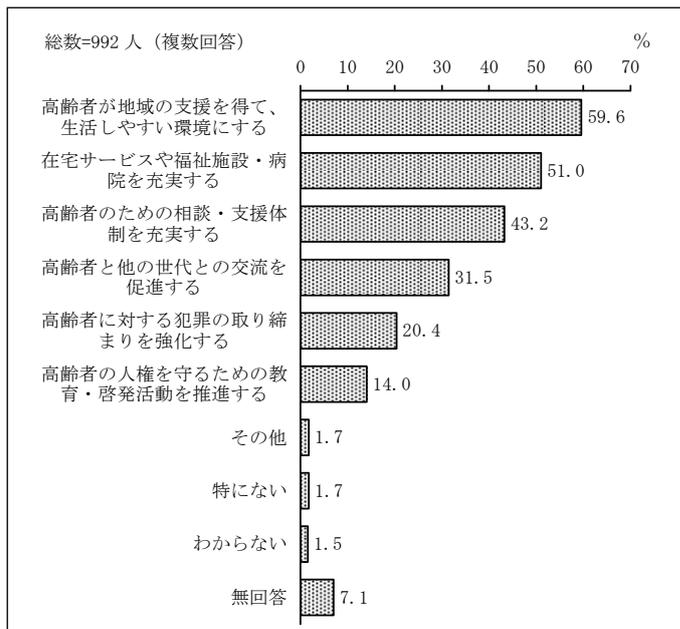
## □子どもの人権を守るために必要なこと



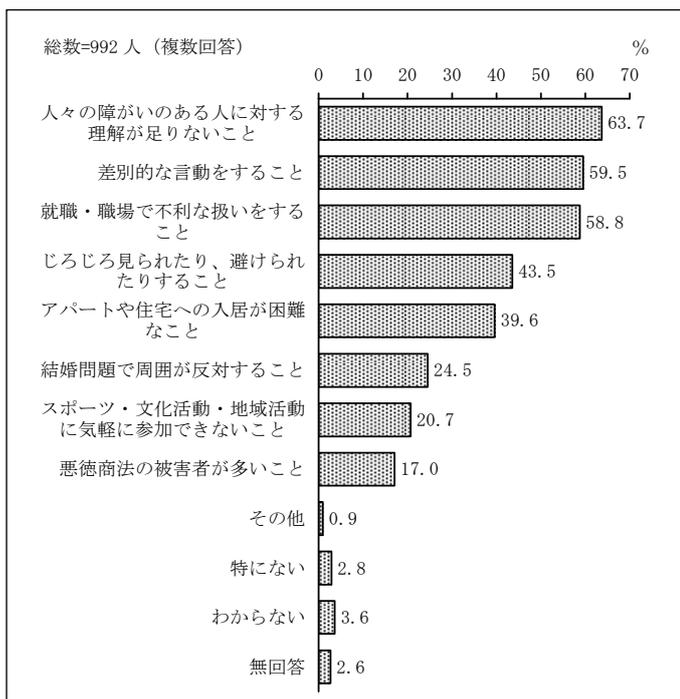
### □高齢者に関する人権上の問題点



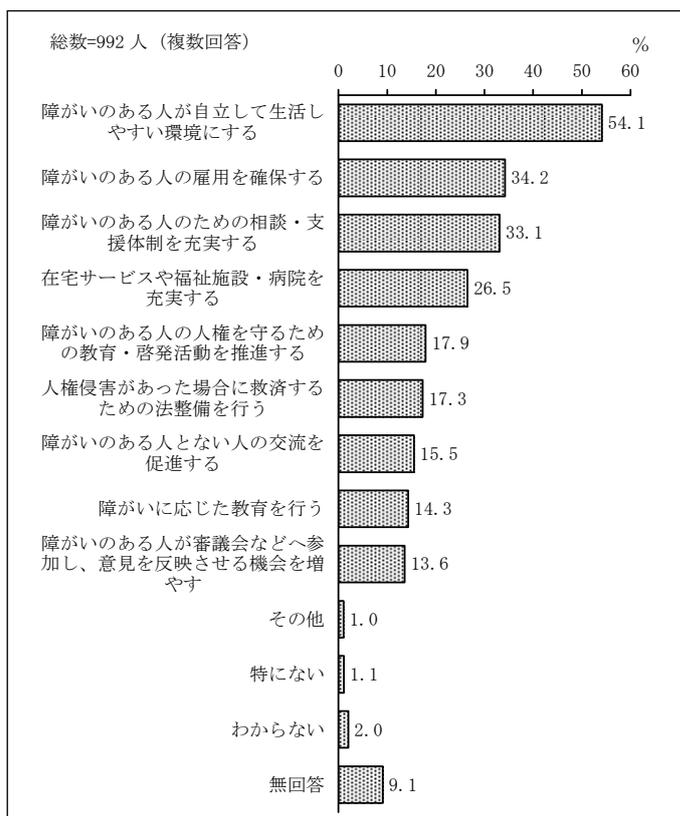
### □高齢者の人権を守るために必要なこと



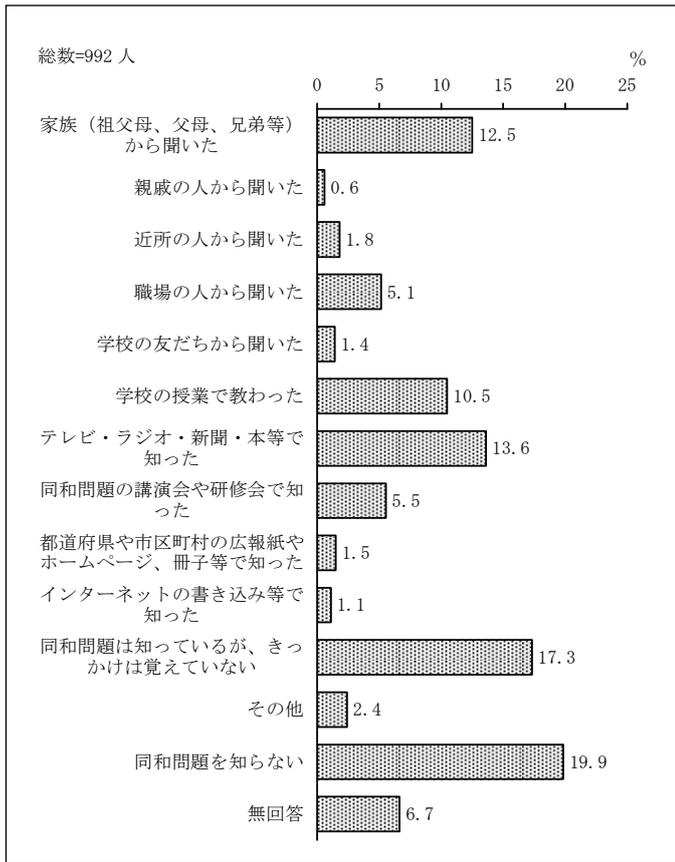
### □障がいのある人に関する人権上の問題点



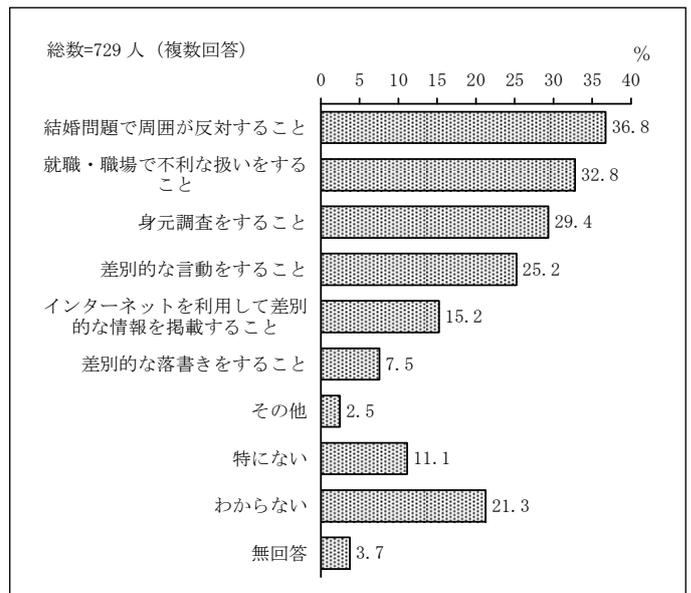
### □障がいのある人の人権を守るために必要なこと



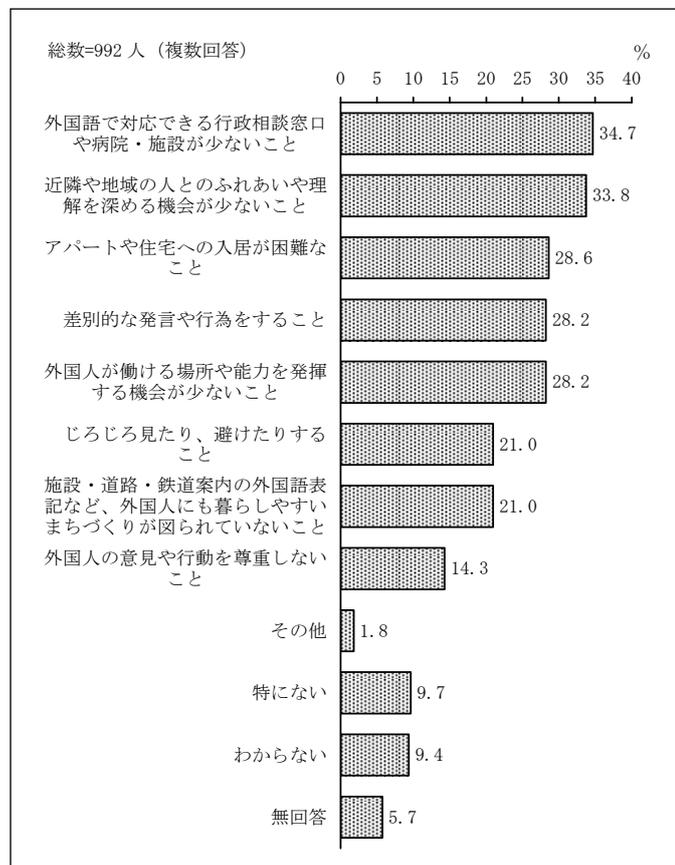
## □同和問題を知ったきっかけ



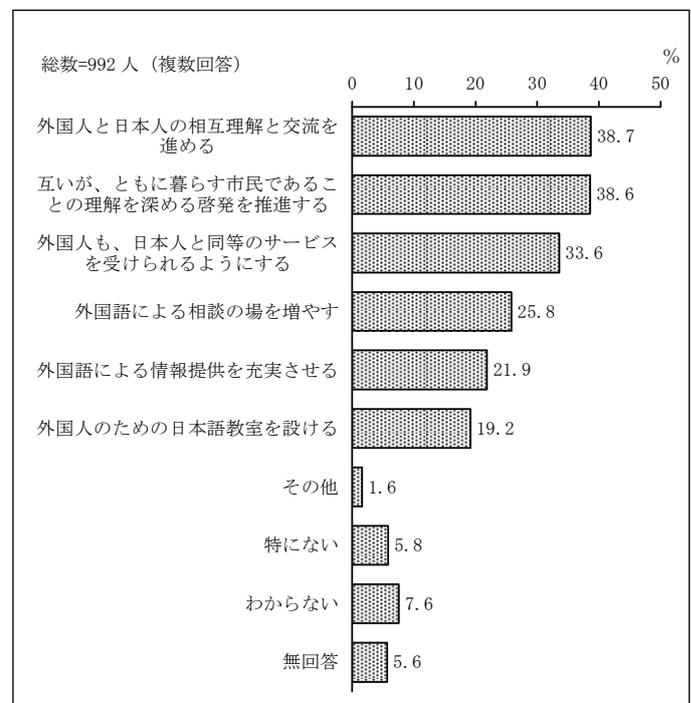
## □同和問題に関する人権上の問題点



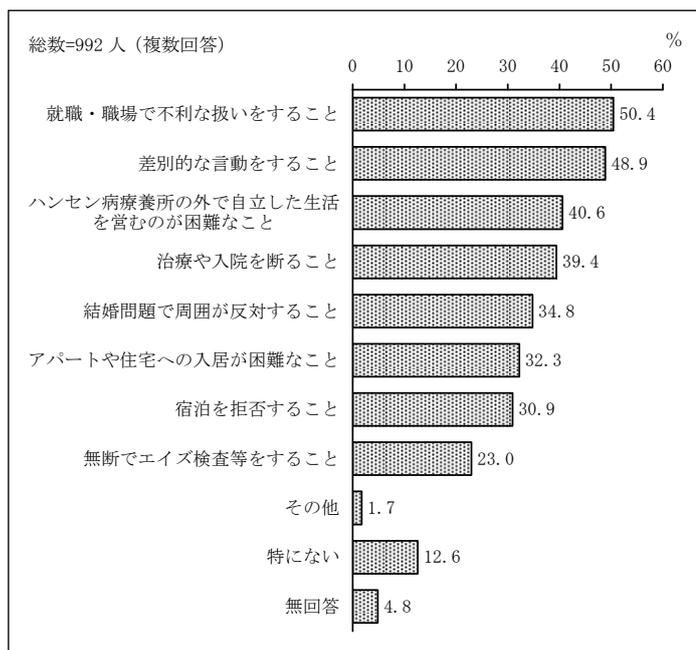
## □外国人に関する人権上の問題点



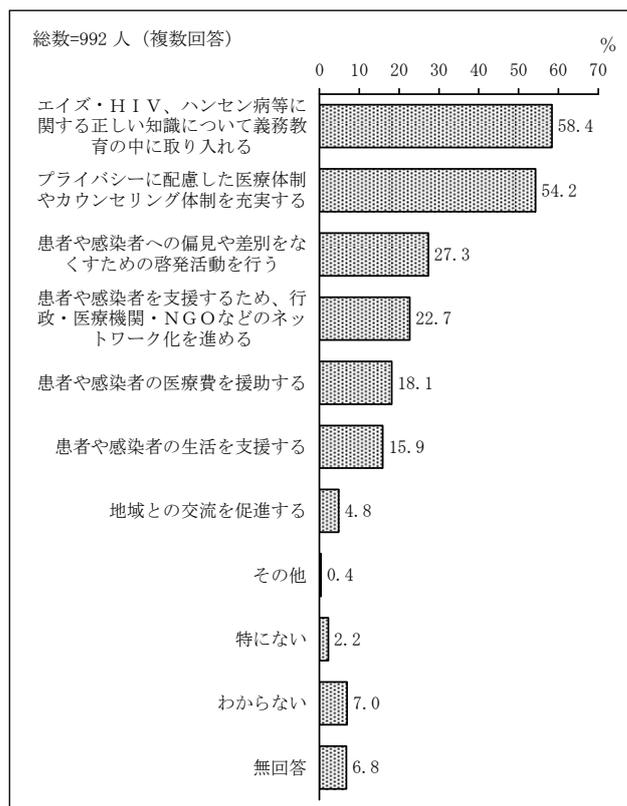
## □外国人の人権を守るために必要なこと



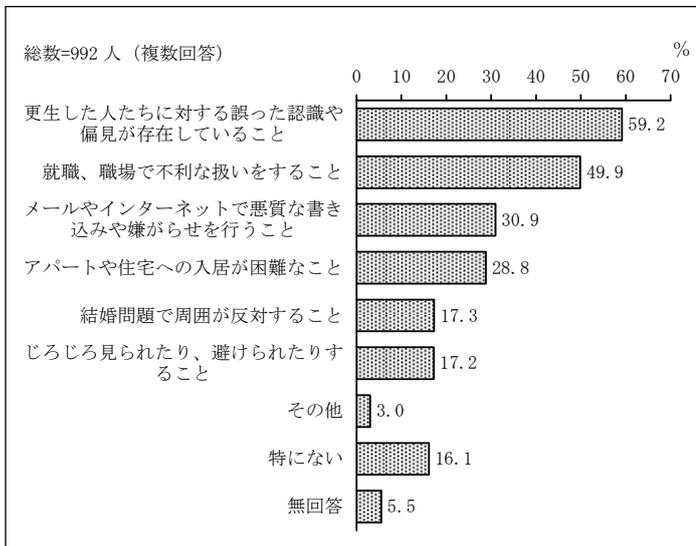
## □ HIV感染者・ハンセン病患者等に関する人権上の問題点



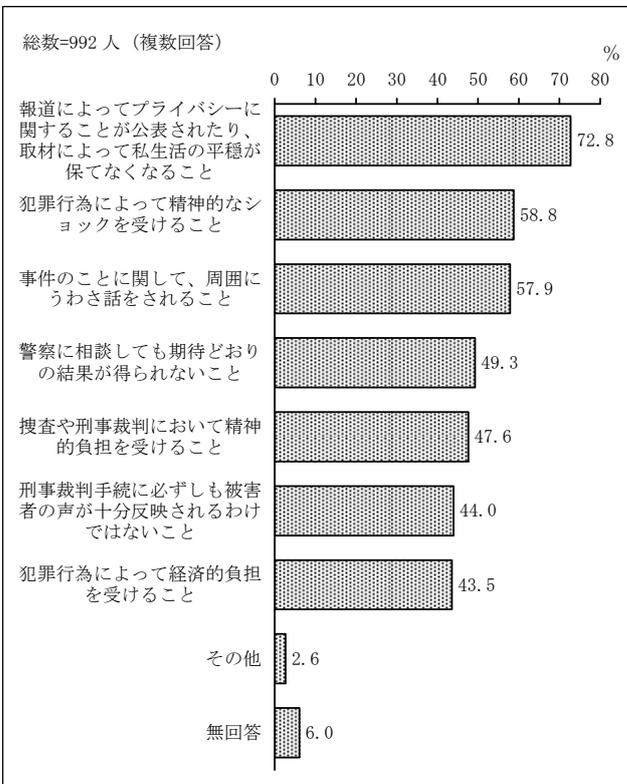
## □ HIV感染者・ハンセン病患者等の人権を守るために必要なこと



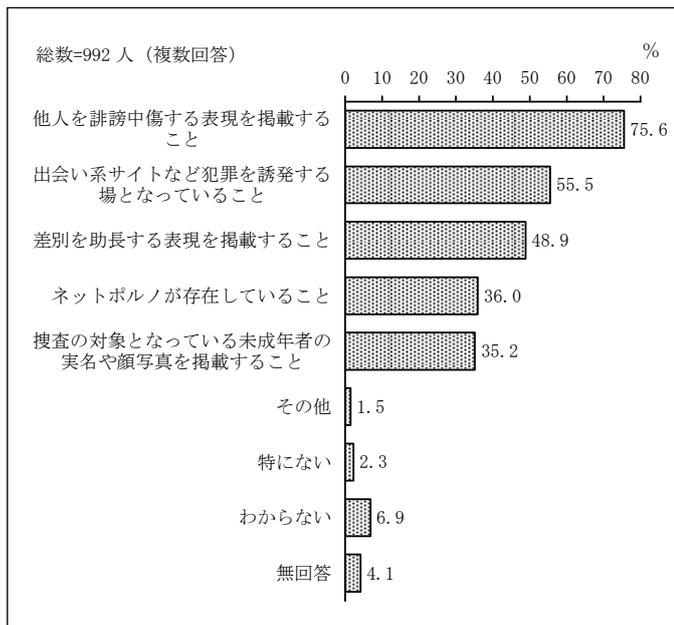
## □ 刑を終えて出所した人に関する人権上の問題点



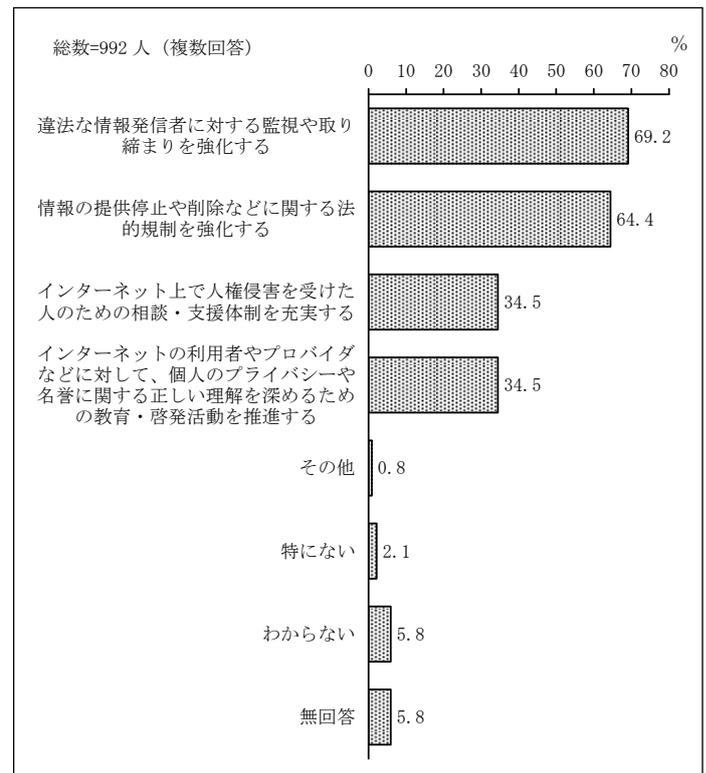
## □ 犯罪被害者等に関する人権上の問題点



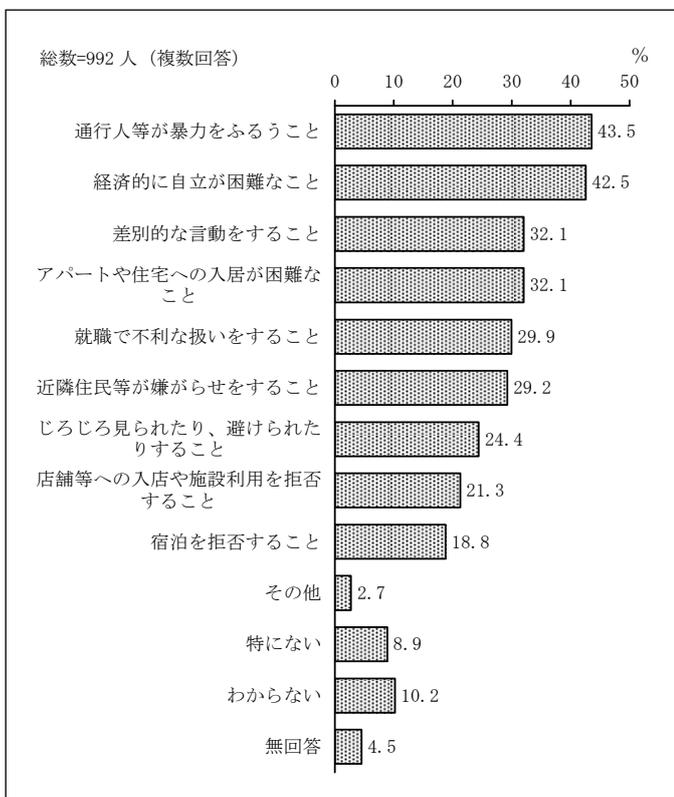
## インターネットによる人権侵害に関する問題点



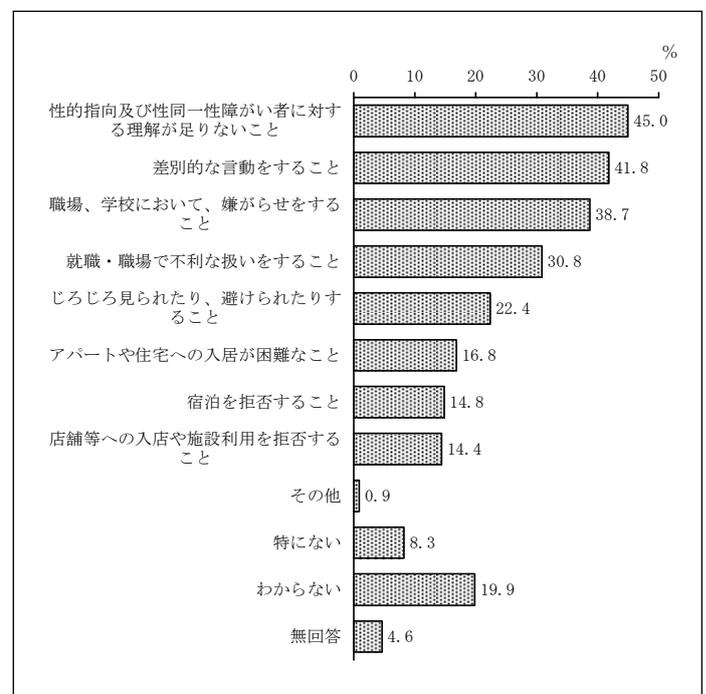
## インターネット上の人権侵害を防ぐために必要なこと



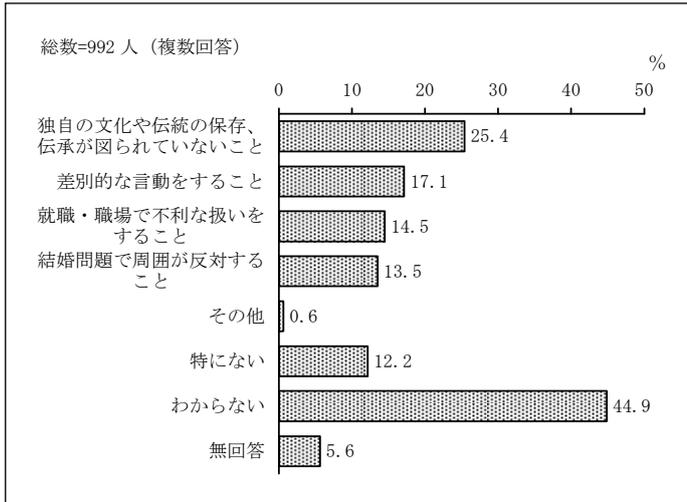
## ホームレスに関する人権上の問題点



## 性的指向、性同一性障がい者に関する人権上の問題点



## □アイヌの人々に関する人権上の問題点



## 10 人権に関する用語説明

本指針の内容を理解する上での参考として、人権に関する主な用語をわかりやすくまとめたものです。指針本文に掲載されていない用語も含まれています。

### あ

#### ●エイズ

後天性免疫不全症候群。H I Vによって免疫機能（抵抗力）が破壊されてしまう病気。体力が弱まりエイズ特有の症状（カリニ肺炎、カンジダ性食道炎など）が現れる。

#### ●H I V感染者

エイズウィルス（ヒト免疫不全ウィルス）に感染した人のこと。

#### ●えせ同和行為

あたかも同和問題の解決に努力しているかのように装い、同和の名のもとに、企業や行政に不当な圧力をかけて、高額な書籍を売りつけたり、利益や義務なきことを要求したりする行為のこと。

#### ●NGO（Non-Governmental-Organization）

非政府組織。平和・人権問題などで、国際的な活動を行っている非営利の民間協力組織のこと。

#### ●NPO（Non-Profit-Organization）

政府・自治体や私企業とは独立した存在として、社会的な公益活動を行う民間非営利組織・団体のこと。このうち、特定非営利活動促進法に基づいて法人格を取得した法人を「特定非営利活動法人」という。

### か

#### ●外国につながるの幼児・児童・生徒

外国籍の幼児・児童・生徒及び国籍・民族・文化などさまざまな背景（例えば日本国籍であっても母語が日本語ではない等）を持った幼児・児童・生徒のこと。

#### ●神奈川県人権啓発推進会議

企業、民間団体、市町村、県などが連携を図りながら、一体となって人権啓発事業を実施することを目的として設置されている団体。事務局を神奈川県人権男女共同参画課に置いている。毎年12月に「人権メッセージ展」を開催している。

#### ●かながわ人権施策推進指針

平成 15（2003）年に神奈川県が策定した指針。人権施策推進にあたっての基本姿勢を示すとともに、人権教育、人権啓発、相談・支援、分野別の施策などの取組みについての方向性が示されている。

## ●グローバル化

政治、経済、文化、社会などのさまざまな側面において、人間の諸活動が従来の国家や地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

## ●権利擁護

日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手・理解や判断、自己の権利や援助のニーズを表明することが本人のみでは困難な人に代わって、援助者がその権利やニーズ獲得を行うこと。

## ●高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、高齢者の権利利益を擁護することを目的として、平成 17（2005）年に制定された法律。高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者に対する支援のための措置などを定めている。

## ●国際人権規約

世界人権宣言の内容を基礎として条約化したもので、昭和 41（1966）年に国連で採択された。人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なもの。「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」「市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）」「市民的及び政治的権利に関する国際規約についての選択議定書」の3つの条約の総称。我が国はA規約・B規約について、昭和 54（1979）年に批准した。

## ●心の病等の患者

心の病にはさまざまな種類があり、現代社会のストレスの増加とともに、うつ病、パニック障害、統合失調症、PTSD（心的外傷後ストレス障害）、摂食障害など、さまざまな病に悩む人が増えている。特に近年は、うつ病の増加が社会問題となっている。

病気であるということについての周囲の理解が乏しいことから、偏見の目で見られたり、差別的な処遇を受けたりすることにより、人権侵害につながる可能性もある。

## ●子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

子どもの権利を保障するための国際条約で、平成元（1989）年に国連で採択された。18歳未満のすべての者（児童）を対象に、生命に対する固有の権利、思想の自由、社会保障の権利、教育についての権利等について包括的に規定している。我が国は平成 6（1994）年に批准した。

# さ

## ●ジェンダー

社会通念や慣習などによってつくられる女性像、男性像のことで、「社会的性別」と訳される。生物学的性別（セックス）に対する言葉として、国際的にも広く用いられている。

## ●児童虐待の防止等に関する法律

児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的として、平成 12（2000）年に制定され

た法律で、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見、児童虐待を受けた児童の保護等、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童を発見した者の通告義務などを定めている。平成 16（2004）年の改正では、保護者以外の同居人による虐待や子どもの目の前で行われるDVも児童虐待の定義に加えられた。

### ●障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）

あらゆる障がいのある人の尊厳と権利を保障するための包括的・総合的な国際条約で、平成 18（2006）年に国連で採択された。我が国は平成 19（2007）年に署名している。

### ●女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）

男女平等の原則に基づき、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他あらゆる分野における女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための措置を規定した条約で、昭和 54（1979）年に国連で採択された。男女の平等の達成に貢献することを目的としている。我が国は昭和 60（1985）年に批准した。

### ●人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12（2000）年に制定された法律。人権の擁護に資することを目的としており、国や地方公共団体の責務として人権教育・人権啓発に関する施策の策定及び実施を掲げている。

### ●人権教育・啓発に関する基本計画

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するため、平成 14（2002）年 3 月に政府が策定した計画。我が国の人権教育・啓発の現状、基本的なあり方や推進の方策を位置づけている。推進の方策については、人権一般の普遍的な視点からの取組みとともに、子ども、高齢者、女性、障がいのある人などの個別の人権課題への取組みを明記している。

### ●人権教育のための国連 10 年

平成 6（1994）年の国連総会において決議されたものであり、平成 7（1995）年から平成 16（2004）年までの 10 年間。人権教育を「知識と技術の伝授及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義している。

### ●「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画

「人権教育のための国連 10 年」を受けて、平成 9（1997）年に政府が策定した計画。生涯学習（学校教育・社会教育）において、女性、子ども、高齢者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者、刑を終えて出所した人々の人権課題への取組みを提唱している。

### ●人権啓発活動ネットワーク協議会

人権啓発活動ネットワークは、国、地方公共団体、人権擁護委員組織体及びその他の人権啓発活動を行っている機関・団体などが、それぞれの役割に応じて相互に連携協力することにより、人権啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的としている。法務省は、平成 10（1998）年からの 3 年間で全国の都道府県に県単位の人権啓発活動ネットワーク協議会を設置しており、神奈川県では平成 12（2000）年に神奈川県人権啓発活動ネットワーク協議会が発足している。

## ●人権週間

国連は昭和 23（1948）年の第 3 回総会で世界人権宣言が採択されたのを記念して、12 月 10 日を人権デーと定めるとともに、すべての加盟国にこれを記念する行事を実施するよう呼びかけている。我が国では 12 月 10 日の人権デーを最終日とする一週間（12 月 4 日から 10 日まで）を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及・高揚のための啓発活動を全国的に展開している。

## ●人権擁護機関／人権擁護委員

国民の基本的人権を守るために、国の機関として、法務省人権擁護局とその下部組織である法務局、地方法務局及びその支局、それに法務大臣が委嘱する人権擁護委員が置かれている。これらをまとめて法務省の人権擁護機関という。人権擁護委員は各市町村の地域住民の中にあつて人権擁護活動を行う。

法務省の人権擁護機関は、人権に関する相談に応じたり、国民一人ひとりが人権に関する理解を深めることができるよう、さまざまな啓発活動をしている。

## ●人種差別撤廃条約（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約）

昭和 40（1965）年に国連総会で採択された条約。「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系、民族的または種族的出身に基づく区別や除外や制約や優先であり、人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとること等を主な内容としている。我が国は平成 7（1995）年に加入している。

## ●スクールカウンセラー

不登校をはじめ、児童・生徒のさまざまな問題を解決するため、各小中学校に派遣されて本人や保護者のカウンセリングを行うとともに、教職員を援助する職員のこと。専門的な知識や経験を持っている。

## ●ストーカー行為

特定の人に対してつきまとい、まちぶせ、連続した電話などの行為を繰り返し行うこと。平成 12（2000）年に施行された「ストーカー行為等の規制等に関する法律」では、ストーカー行為を処罰する等の必要な規制を行うこと、被害者に対する援助などを定めている。

## ●性的マイノリティ（性的少数者）

何らかの意味で「性」のあり方が非典型的な人のこと。同性愛者、両性愛者、半陰陽者、性同一性障がい者などが含まれる。

## ●成年後見制度

加齢等により判断能力が不十分となり、財産管理や契約などの手続が困難な人に対して、本人の行為の代理または行為を補助する人を選任する制度のこと。

## ●世界エイズデー

昭和 63（1988）年にWHO（世界保健機関）が、世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的として定めたもの。毎年 12 月 1 日が世界エイズデーであり、この日を中心に、世界各国でエイズに関する啓発活動が行われている。

## ●世界人権宣言

世界的普遍性を持つ国際人権文書として初めてのもので、昭和 23（1948）年の国連総会で採択された。「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」としての性質を持つ。第 1 条ではすべての人間が生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等であることを、第 2 条ではすべての人が人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位またはこれに類するいかなる事由による差別を受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができることをうたっている。

## ●セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

性差別の具体的な現れとして、相手の意志に反して起きる性的いやがらせのこと。

## た

### ●多文化共生

国籍や民族、文化などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認めあい、対等な関係を築きながら、地域社会で共に生きること。

### ●男女共同参画社会

男女が対等に社会のあらゆる分野に参画し、お互いを支えあい、喜びも責任も分かちあう、豊かで活力のある社会のこと。この理念を実現するため、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が制定された。

### ●デートDV

若年層（大学生や高校生などを含む）の結婚していないカップル間で起こる暴力・暴言のこと。

### ●同和対策審議会答申

昭和 35（1960）年に総理府の附属機関として設置された同和対策審議会が、内閣総理大臣からの諮問「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」に対し、昭和 40（1965）年に審議した結果として出したもの。この答申には、部落差別の解消は「国民的な課題」であり、「国の責務である」と明記されている。

### ●ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人・婚約者など親密な関係にあるパートナーから振るわれる暴力・暴言のこと。配偶者にはDVが原因で離婚した元配偶者や事実上婚姻関係にある者を含む。

## な

### ●日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）

認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者など判断能力が十分でない人が、地域において自立した生活が送れるようにするため、平塚市社会福祉協議会が福祉サービスの利用援助や日常生活に必要な金銭の管理などのサービスを有償で提供するもの。

## ●ノーマライゼーション

高齢者や障がいのある人など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常のものであり、そのあるがままの姿でほかの人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方のこと。

# は

## ●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV法）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、平成 13(2001)年に制定された法律。「配偶者」は男女を問わないほか、いわゆる事実婚を含み、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む）も引き続き暴力を受ける場合を含む。また、「暴力」は身体に対する暴力またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指す（保護命令に関する規定等については、身体に対する暴力または生命等に対する脅迫のみ対象）。平成 19（2007）年の法改正により、保護命令制度が拡充されるとともに、市町村基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務とされた。

## ●配偶者暴力相談支援センター

DV法に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、緊急時における安全の確保及び一時保護、さまざまな情報提供やその他の援助などを行う機関のこと。DV法では、都道府県は、婦人相談所その他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすこととなっており、市町村でもその設置が努力義務とされている。神奈川県では、平成 14（2002）年 4 月から 2 つの配偶者暴力相談支援センターを開設している。

## ●バリアフリー化

公共の建築物、道路、個人の住宅などにおいて、高齢者や障がいのある人に配慮した設計を行うこと。

## ●パワー・ハラスメント（パワハラ）

職務上の権限や地位を利用して行われる職場内でのいやがらせのこと。

## ●犯罪被害者等

犯罪等により被害を被った人及びその家族または遺族のこと。

## ●ハンセン病

「らい菌」によって引き起こされる感染力の弱い慢性の感染症で、現在では医療技術の進歩により完治する病気のこと。

## ●フィルタリング

インターネット上のウェブページ等を一定の基準で評価判別し、選択的に排除する機能のこと。

## ●ホームレス

都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる人のこと。

## や

---

## ●ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、国籍など人々が持つさまざまな特性の違いを越えて、できるだけすべての人が利用しやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事などをデザインすること。

## わ

---

## ●ワーク・ライフ・バランス (Work-life balance)

「仕事と生活の調和」。多様な働き方が確保されることによって、個人のライフスタイルやライフサイクルにあわせた働き方の選択が可能となり、性や年齢に関わらず仕事と生活との調和を図ることができるようになる。

## 平塚市人権施策推進指針

平成 25（2013 年）年 2 月

発行：平塚市市民部人権・男女共同参画課  
〒254 - 8686 神奈川県平塚市浅間町 9 番 1 号  
TEL : 0463 - 21 - 9861（直通） FAX : 0463 - 21 - 9736  
ホームページ <http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/>